

件 名	国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（案）の策定について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月 百舌鳥古墳群（*） 史跡指定 *資料1参照 ・平成27年2月 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会（有識者5名）の設置 史跡の保存と公開活用を進める文化庁の指導に基づき、整備基本計画案を審議（平成29年11月までに計6回開催） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古墳が広範囲に点在するため、群全体がイメージしにくい ・樹木に覆われて古墳と認識できず、墳丘に立ち入れない古墳が多い ・古墳群としての統一した整備方針が必要
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の本質的価値の継承と魅力あるまちづくりに資することを目的に、「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」（平成27年3月策定）の整備活用の基本方針に則り、古墳群の一体的な整備に必要な基本的事項について方針を定める <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国を代表する歴史遺産として史跡百舌鳥古墳群の保存と公開活用に努める ・魅力あるまちづくりに寄与するため、整備や公開活用は住民と協働を図り、住民に親しまれる史跡をめざす <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に未来へ継承する ・古墳の存在感を高め、古墳群の一体的景観を形成する ・住民との協働を図り、古墳を舞台にした憩いや学習の交流拠点を創造する <p>【整備の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間を短期・中期・長期に区分する ・短期（平成30～34年度）は、保存に緊急性を有する古墳や調査実績が蓄積しているなど整備条件が整っている古墳を対象とし、保存及び活用に係る整備の方向性を定める <ul style="list-style-type: none"> ○御廟表塚古墳・墳丘の視認化、経年劣化している施設（階段、園路）の修復 ○寺山南山古墳・大仙公園南西部の周遊拠点として古墳時代の姿に墳丘を復元整備 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月 パブリックコメントの実施 ・平成30年3月 計画の策定
効果の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡百舌鳥古墳群としての一体的な整備 ・保存及び公開活用のための整備の推進 ・百舌鳥古墳群の価値の向上、来訪者の増加
関係局との 政策連携	建設局（公園内にある古墳の整備）

資料 1

百舌鳥古墳群の指定区分

墳丘が現存する 44 基の指定区分は下記のとおりである。

	古墳名	計	備考
未指定 5 基	定の山古墳、かぶと塚古墳、万代山古墳、鎮守山塚古墳、東上野芝町 1 号墳	5	
国史跡 17 基	いたすけ古墳、 <u>長塚古墳</u> 、 <u>収塚古墳</u> 、 <u>塚廻古墳</u> 、 <u>文珠塚古墳</u> 、 <u>丸保山古墳</u> 、 <u>乳岡古墳</u> 、 <u>御廟表塚古墳</u> 、 <u>ドンチャ山古墳</u> 、 <u>正楽寺山古墳</u> 、 <u>鏡塚古墳</u> 、 <u>善右エ門山古墳</u> 、 <u>銭塚古墳</u> 、 <u>グワシヨウ坊古墳</u> 、 <u>旗塚古墳</u> 、 <u>寺山南山古墳</u> 、 <u>七観音古墳</u>	16	
	<u>丸保山古墳</u>	1	陵墓：後円部
陵墓 23 基	<u>仁徳天皇陵古墳</u> 、 <u>履中天皇陵古墳</u> 、 <u>御廟山古墳</u> 、 <u>反正天皇陵古墳</u> 、 <u>菰山塚古墳</u> 、 <u>桧塚古墳</u> 、 <u>大安寺山古墳</u> 、 <u>茶山古墳</u> 、 <u>樋の谷古墳</u> 、 <u>源右衛門山古墳</u> 、 <u>狐山古墳</u> 、 <u>西酒呑古墳</u> 、 <u>東酒呑古墳</u> 、 <u>経堂古墳</u> 、 <u>坊主山古墳</u> 、 <u>銅亀山古墳</u> 、 <u>鈴山古墳</u> 、 <u>天王古墳</u>	18	
市史跡 4 基	<u>ニサンザイ古墳</u> 、 <u>永山古墳</u> 、 <u>竜佐山古墳</u> 、 <u>孫太夫山古墳</u>	4	陵墓：墳丘 市史跡：周濠 * 孫太夫山古墳は前方部も市史跡

下線のある古墳：世界文化遺産構成資産候補（計 23 基）

国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（案）の概要

国史跡百舌鳥古墳群とは

- 4世紀末～6世紀前半に形成され、当時の政治的・社会的構造を如実に示す稀有な古墳群
- 墳丘が現存する44基のうち17基(*)が国史跡に指定

(平成26年3月)

(*)いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、グワシヨウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳

計画策定の経緯と目的

【目的】

平成27年3月に策定した「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」の整備活用の基本方針に則り、古墳群の一体的な整備に必要な基本的事項について方針を定め、史跡の本質的価値の継承と魅力あるまちづくりに資することを目的とする

【経緯】

「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」を平成27年2月から平成29年11月までに6回開催し、計画案について検討を重ねた

計画の位置付け

【上位計画】堺市マスタープラン

【関連計画】堺市都市計画マスタープラン・堺市景観計画・緑の基本計画・堺市歴史的風致維持向上計画・堺市文化観光再生戦略プラン

現状と課題

- 古墳が広範囲に点在するため、群全体がイメージしにくい
- 墳丘を覆う樹木によって墳丘が視認できない
- 周辺の建物によって古墳間の眺望が遮断されている
- 墳丘の表土流出や濠の水による墳丘裾部の浸食が進む
- 墳丘に立ち入れない古墳が多い
- 往時の古墳の姿や築造方法を現地で体感・学習できない
- 解説板や案内サインが統一されていない
- 古墳群としての統一した整備方針がない

基本理念・基本方針

【基本理念】

- わが国を代表する歴史遺産として史跡百舌鳥古墳群の保存と公開活用に努める
- 魅力あるまちづくりに寄与するため、整備や公開活用は住民と協働を図り、住民に親しまれる史跡をめざす

【基本方針】

- 史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に未来へ継承する
⇒調査に基づき適切な遺構保存を行い、価値がわかりやすい整備を行う
- 古墳の存在感を高め、古墳群の一体的景観を形成する
⇒墳丘上の樹木整理等により古墳の稜線や古墳の連なりを明確にする
- 住民との協働を図り、古墳を舞台にした憩いや学習の交流拠点を創造する
⇒地域の誇りとして住民に親しまれる身近な古墳として整備する
堺の魅力伝える場、また地域の歴史文化・自然学習の場として活用する

個別の計画

- 遺構保存および地形造成に関する計画
⇒墳丘上の樹木は間伐し、表土流出を防ぐため地被類を植栽する
- 遺構の表現に関する計画
⇒保護処置の後、遺構表示(濠の表示)や復元展示(墳丘復元)を行う
- 公開活用に関する計画
⇒史跡への関心の有無に関わらない来訪の契機づくりを図る

整備の進め方

	短期（第1期整備） 平成30～34年度	中期（第2期整備） 平成35～44年度	長期（第3期整備） 平成45年度～
古墳対象	御廟表塚古墳・寺山南山古墳	いたすけ古墳・収塚古墳・文珠塚古墳・ドンチャ山古墳・正楽寺山古墳・グワシヨウ坊古墳・旗塚古墳・七観音古墳	長塚古墳・塚廻古墳・丸保山古墳・乳岡古墳・鏡塚古墳・善右エ門山古墳・銭塚古墳
全体	解説板設置・周遊路整備・ガイダンス整備	周遊路整備	既存整備の大規模改修
	確認調査・追加指定・公有化・仮整備・保存のための緊急整備・既存整備の修復・防災整備等は適宜実施		
計画	平成29年度 計画策定（第1期）	平成34年度 計画策定（第2期）	

寺山南山古墳の整備（短期）



【現況】

- ・古墳と認識できない
- ・周辺で公園整備が進行

履中天皇陵古墳



【整備後のイメージ】

- ・大仙公園南西部の周遊拠点
- ・様々な形や規模の古墳が連なる景観
- ・博物館やガイダンスで学んだことを現地で確認し、古墳を体感
- ・仁徳陵天皇陵古墳周辺だけでなく、履中天皇陵古墳や大仙公園全体の周遊を促進

国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（案）

第1章 計画策定の経緯と目的

- (1) 計画策定の経緯..... 1
- (2) 計画の目的..... 2
- (3) 計画の対象範囲..... 2
- (4) 計画策定体制及び策定経過..... 7
- (5) 関連計画との関係..... 8

第2章 計画地の現状

- (1) 自然的環境..... 13
- (2) 歴史的環境..... 16
- (3) 社会的環境..... 18
- (4) 関連法規制..... 20

第3章 史跡の概要および現状と課題

- (1) 指定の経緯..... 29
- (2) 指定名称及び指定当時の説明..... 29
- (3) 土地所有及び管理の状況..... 30
- (4) 古墳の概要と調査の履歴..... 30

第4章 基本方針

- (1) 基本理念と基本方針..... 41
- (2) 整備の方向性..... 43
- (3) 整備の進め方..... 45

第5章 整備基本計画

- (1) 遺構保存および地形造形に関する計画..... 48
- (2) 遺構の表現に関する計画..... 49
- (3) 植生・植栽に関する計画..... 51
- (4) 便益施設に関する計画..... 53
- (5) 公開・活用およびそのための施設に関する計画..... 55
- (6) 動線計画..... 57
- (7) 案内・解説施設に関する計画..... 59
- (8) 周辺地域の環境保全に関する計画..... 60
- (9) 管理・運営に関する計画..... 61
- (10) 関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画..... 62
- (11) 公開・活用に関する計画..... 66

第6章 各古墳の計画

- (1) 各古墳の整備方針..... 67
- (2) 短期整備の古墳..... 70

第1章 計画策定の経緯と目的

(1) 計画策定の経緯

百舌鳥古墳群は、市域の中央部に位置し、大型前方後円墳の仁徳天皇陵古墳(大山古墳)や履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)をはじめとする約 100 基の古墳で構成される。これらの古墳は、4 世紀後半から 6 世紀前半にかけて築造されたと考えられており、なかには墳丘長 150m 以上の大型前方後円墳が 8 基含まれるなど、わが国を代表する古墳群の一つとされる。そして、多様な形や規模の古墳で構成されることから、古墳時代の政治的・社会的構造を如実に示すものとして、当時の社会を考える上で重要であると同時に、これらの古墳が約 1500 年にわたり守り伝えられてきたことに大きな価値がある。

その間には、仁徳天皇陵古墳のように陵墓として守られた古墳もあったが、戦後の復興期には開発により古墳が相次いで消滅した。市街地にある古墳群の中央部は都市公園である大仙公園として整備が進む一方で、大仙公園以外にある古墳の周辺では都市化が進んだ。

昭和 30 年頃、いたすけ古墳は土砂の採取と住宅建設という開発の危機に際し、市民を中心とした保存運動により、昭和 31 年 5 月 15 日に史跡指定されて保存されることとなった。その後も文化財保護法の前身である史蹟名勝天然記念物保存法仮指定からの切り替え(長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳)も含めて、市街地にある古墳(文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳)を順次史跡指定を進めてきた。さらに、大型の前方後円墳だけでなく中小の古墳も含めた古墳群全体として一体的な保護を図るべく、平成 26 年に既指定 7 基の古墳に新たに 10 基(御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳)の古墳を加え、「百舌鳥古墳群」として史跡の指定を受けた。

平成 27 年には『国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画』を策定し、史跡を将来にわたり適切に保存管理し、次世代へと確実に継承していくための基本方針等を定めた。

近年は世界的にも有数の規模を誇る百舌鳥古墳群を確実に未来へ伝え、まちづくりに活用すべく、古市古墳群とともに世界文化遺産登録を目指した取り組みを進めている。平成 29 年 7 月 31 日、「百舌鳥・古市古墳群」は世界文化遺産の国内推薦候補に選定され、百舌鳥古墳群に関心が高まると同時に、確実な古墳の保護と活用の推進が求められている。

(2) 計画の目的

史跡百舌鳥古墳群は東西・南北約4km四方に点在する。そのため、公園や市街地など立地条件は様々で、分布にも粗密がある。古墳の残存状態も墳丘から濠まで築造当初にほぼ近い状態のものから、墳丘の一部しか残されていないものまで、古墳ごとに大きく異なる。史跡指定地の公有化や調査の進捗状況も同様である。

したがって、整備には各古墳の特性や急務性など諸条件を踏まえつつ、統一された方針に基づき、17基を一つの史跡としてその本質的価値を次世代に継承していくことが求められる。あわせて、古墳群を核とした魅力あるまちづくりに寄与することも重要である。

国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画は、平成27年3月に策定された『国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画』で定められた整備活用の基本方針に則り、古墳群の一体的な整備に必要な基本的事項について方針を定め、史跡の本質的価値の継承と魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

(3) 計画の対象範囲

百舌鳥古墳群は墳丘が現存する44基の古墳のうち、17基が国史跡に指定されている。残り27基には仁徳天皇陵古墳など宮内庁が管理する陵墓と、5基の未指定古墳が含まれる。また、44基には世界遺産の構成資産候補が23基含まれる。

本計画の対象は、いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、銭塚古墳、旗塚古墳の9基の前方後円墳と、塚廻古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、グワショウ坊古墳、七観音古墳の6基の円墳、そして善右エ門山古墳、寺山南山古墳の2基の方墳の、合計17基の史跡指定地及び周辺地域とする。

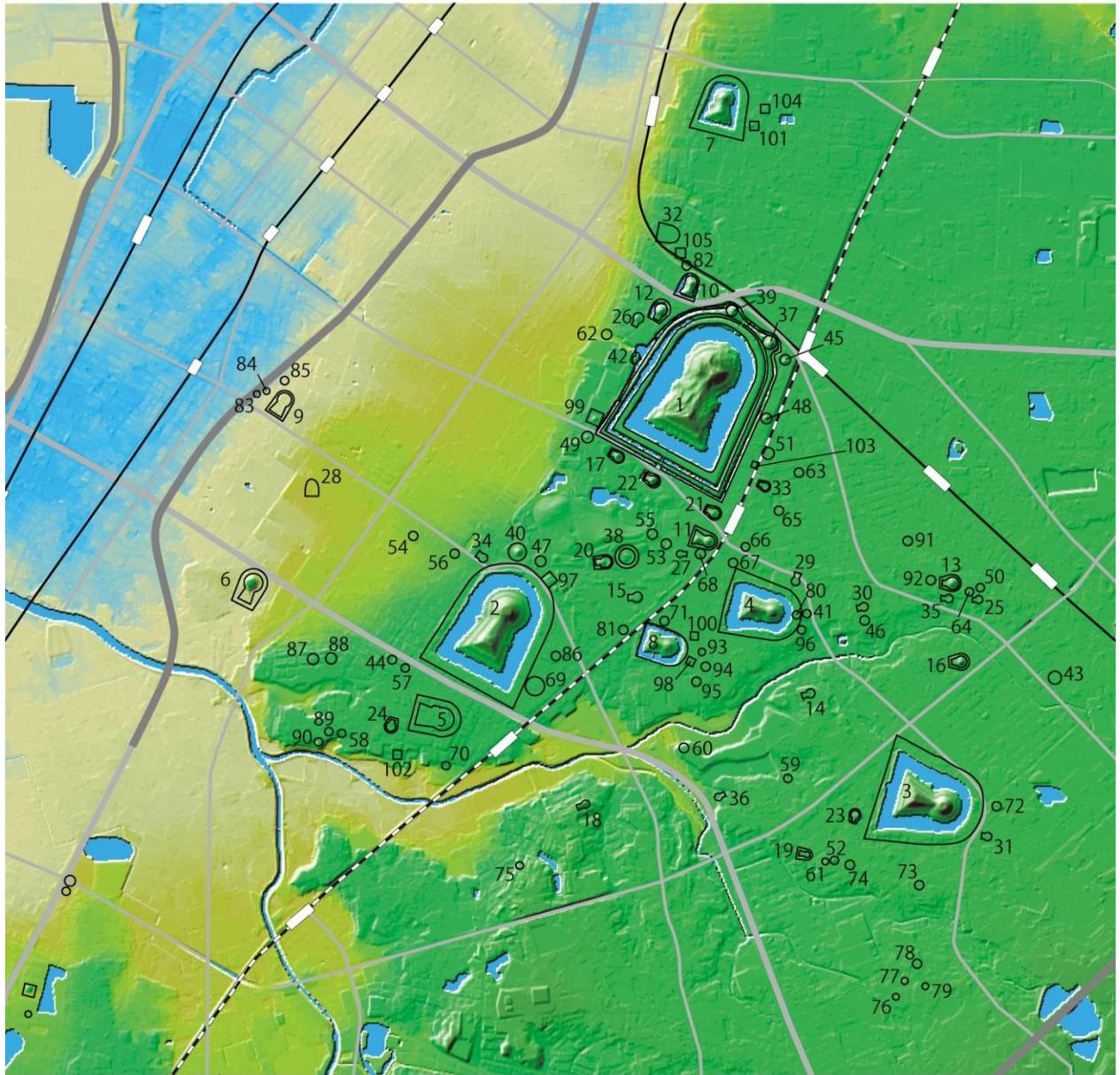
ただし、定の山古墳、かぶと塚古墳、万代山古墳、鎮守山塚古墳、東上野芝町1号墳の5基の未指定古墳は古墳群としての一体性と将来の追加指定候補であることを考慮し、陵墓とともに動線計画など古墳群全体に関わる事項において計画の対象範囲に含める。またすでに墳丘が消滅した古墳についても古墳群を理解する上で、その関連性を配慮する。

なお、陵墓に史跡範囲が及ぶ丸保山古墳の整備は、宮内庁と協議のうえ連携して取り組むものとする。

	古墳名	計	国	市	陵	未
未指定 5基	定の山古墳、かぶと塚古墳、万代山古墳、鎮守山塚古墳、東上野芝町1号墳	5				○
国史跡 17基	乳岡古墳、いたすけ古墳、長塚古墳、御廟表塚古墳、銭塚古墳、文珠塚古墳、旗塚古墳、収塚古墳、グワショウ坊古墳、七観音古墳、塚廻古墳、鏡塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、寺山南山古墳、善右エ門山古墳	16	○			
陵墓 23基	丸保山古墳	1	○		○	
	仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、御廟山古墳、反正天皇陵古墳、菰山塚古墳、桧塚古墳、大安寺山古墳、茶山古墳、樋の谷古墳、源右衛門山古墳、孤山古墳、西酒呑古墳、東酒呑古墳、経堂古墳、坊主山古墳、銅龜山古墳、鈴山古墳、天王古墳	18				○
市史跡 4基	ニオゾイ古墳、永山古墳、竜佐山古墳、孫太夫山古墳	4		○	○	

(※1)国：国史跡、市：市史跡、陵：陵墓、未：未指定、(※2)下線のある古墳は世界文化遺産構成資産候補(計23基)

百舌鳥古墳群の指定区分



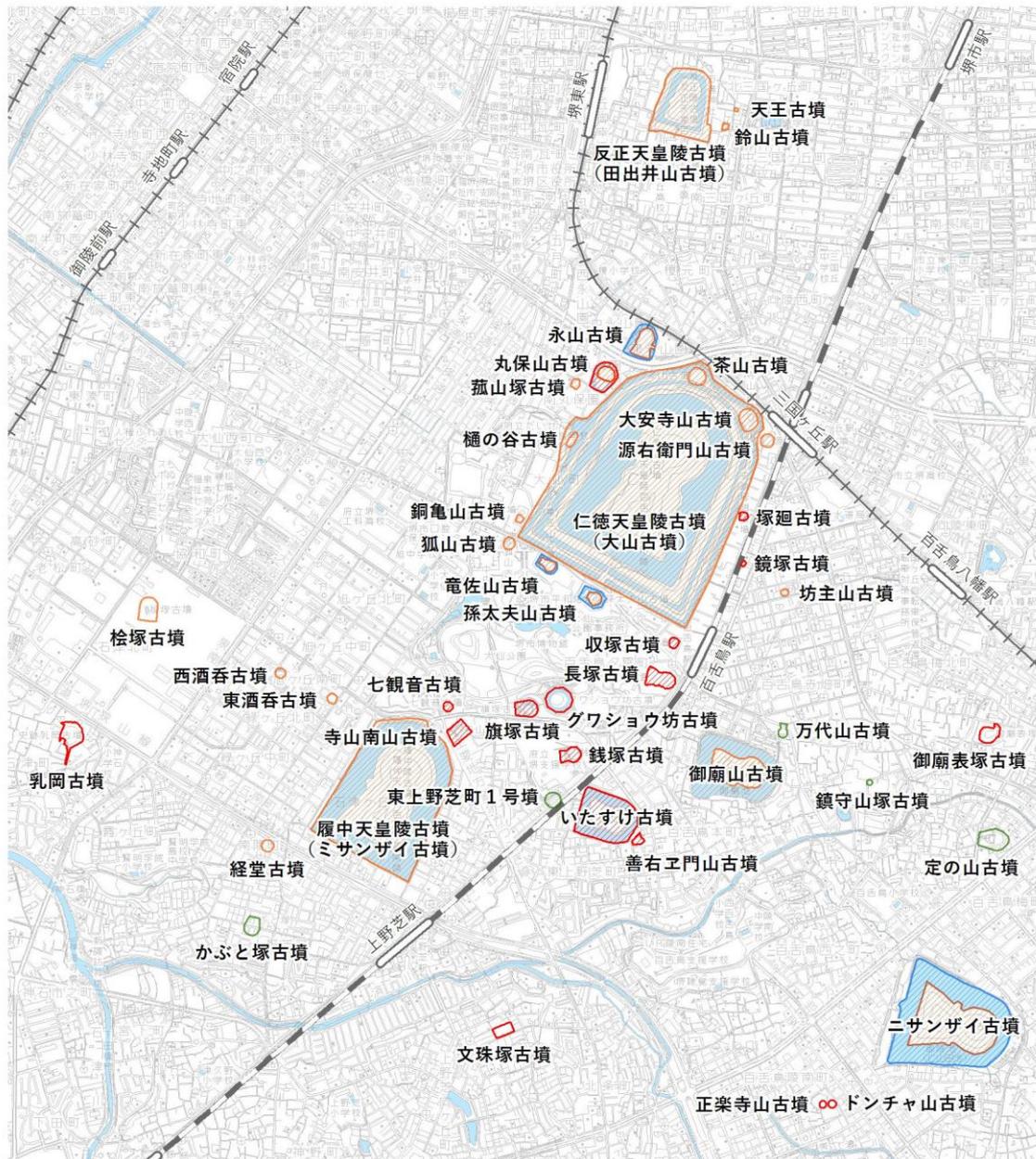
百舌鳥古墳群分布図

百舌鳥古墳群一覧表

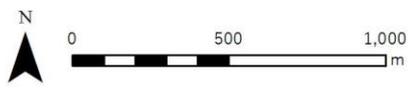
*1:国史跡に設定した通し番号
 *2:世界文化遺産構成資産候補
 * :黄色塗りつぶしは国史跡

	No.	No. (*1)	古墳名称	墳丘長(m)	陵墓・史跡等	資産 (*2)	墳丘	公園区域内
前方後円墳	1		仁徳天皇陵古墳 (大山古墳)	486	陵墓	○		
	2		履中天皇陵古墳 (ミサンザイ古墳)	365	陵墓	○		
	3		ニサンザイ古墳	290	陵墓・市史跡	○		
	4		御廟山古墳	203	陵墓	○		
	5		大塚山古墳	168			消失	
	6	7	乳岡古墳	155	国史跡			
	7		反正天皇陵古墳 (田出井山古墳)	148	陵墓	○		
	8	1	いたすけ古墳	146	国史跡	○		
	9		長山古墳	110			消失	
	10		永山古墳	104	陵墓・市史跡	○		
	11	2	長塚古墳	106.4	国史跡	○		
	12	6	丸保山古墳	87	陵墓・国史跡	○		
	13	8	御廟表塚古墳	84.8	国史跡			
	14		城ノ山古墳	77			消失	
	15	13	銭塚古墳	72	国史跡	○		
	16		定の山古墳	69	未指定			城の山公園
	17		竜佐山古墳	61	陵墓・市史跡	○		大仙公園
	18	5	文珠塚古墳	59.1	国史跡			
	19		平井塚古墳	58			消失	
	20	15	旗塚古墳	57.9	国史跡	○		大仙公園
	21	3	収塚古墳	57.7	国史跡	○		大仙公園
	22		孫太夫山古墳	56	陵墓・市史跡	○		大仙公園
	23		こうじ山古墳	50.5			消失	
	24		かぶと塚古墳	50	未指定			
	25		渡矢古墳	45			消失	
	26		菰山塚古墳	36	陵墓	○		
	27		茂右衛門山古墳	30			消失	大仙公園
	28		桧塚古墳	24.9	陵墓			
	29		万代山古墳	—	未指定			
	30		万代寺山古墳	—			消失	
	31		経塚古墳	—			消失	
	32		榎古墳	—			消失	
	33		鼈塚古墳 (無名塚 3号墳)	—			消失	
	34		無名塚 7号墳	—			消失	
	35		無名塚 18号墳	—			消失	
	36		ナゲ塚古墳 (無名塚 23号墳)	—			消失	
円墳	37		大安寺山古墳	62	陵墓	○		
	38	14	グフショウ坊古墳	61	国史跡			大仙公園
	39		茶山古墳	56	陵墓	○		
	40		七観山古墳 (七観古墳)	56			消失	大仙公園
	41		カトンボ山古墳	50			消失	
	42		樋の谷古墳	47	陵墓			
	43		尼塚古墳	46			消失	
	44		旅塚古墳	35			消失	
	45		源右衛門山古墳	34	陵墓	○		
	46		鎮守山塚古墳	34	未指定			
	47	17	七観音古墳	32.5	国史跡	○		大仙公園
	48	4	塚廻古墳	32	国史跡	○		
	49		狐山古墳	30	陵墓			
	50		木下山古墳	30			消失	

	No.	No. (*1)	古墳名称	墳丘長(m)	陵墓・史跡等	資産 (*2)	墳丘	公園区域内
円墳	51	11	鏡塚古墳	26	国史跡			
	52	9	ドンチャ山古墳	26	国史跡			陵南中央公園
	53		原山古墳	25			消失	大仙公園
	54		西酒呑古墳	25	陵墓			
	55		鳶塚古墳	21			消失	大仙公園
	56		東酒呑古墳	21	陵墓			
	57		経堂古墳	20	陵墓			
	58		上野芝町2号墳	20			消失	
	59		湯の山古墳	20			消失	
	60		赤山古墳	20			消失	
	61	10	正楽寺山古墳	16	国史跡			陵南中央公園
	62		一本松古墳	13			消失	
	63		坊主山古墳	10	陵墓			
	64		賀仁山古墳	—			消失	
	65		銭塚古墳	—			消失	
	66		八幡塚古墳	—			消失	
	67		一本松塚古墳	—			消失	
	68		狐塚古墳	—			消失	
	69		狐塚古墳	—			消失	
	70		亀塚古墳	—			消失	
	71		播磨塚古墳	—			消失	
	72		聖の塚古墳	—			消失	
	73		ツクチ山古墳	—			消失	
	74		文山古墳	—			消失	
	75		黄金山塚古墳	—			消失	
	76		七郎姫古墳	—			消失	
	77		ハナン山古墳	—			消失	
	78		土山古墳	—			消失	
	79		ギンベ山古墳	—			消失	
	80		百舌鳥赤畑町1号墳	—			消失	
	81		東上野芝町1号墳	—	未指定			
	82		無名塚 2号墳	—			消失	
83		無名塚 4号墳	—			消失		
84		無名塚 5号墳	—			消失		
85		無名塚 6号墳	—			消失		
86		石塚 (無名塚 10号墳)	—			消失		
87		無名塚 12号墳	—			消失		
88		狐塚古墳 (無名塚 13号墳)	—			消失		
89		無名塚 14号墳	—			消失		
90		無名塚 15号墳	—			消失		
91		無名塚 16号墳	—			消失		
92		無名塚 17号墳	—			消失		
93		無名塚 19号墳	—			消失		
94		無名塚 20号墳	—			消失		
95		無名塚 21号墳	—			消失		
96		無名塚 22号墳	—			消失		
方墳	97	16	寺山南山古墳	44.8	国史跡	○		大仙公園
	98	12	善右工門山古墳	28	国史跡	○		
	99		銅亀山古墳	26	陵墓	○		
	100		吾呂茂塚古墳	25			消失	
	101		鈴山古墳	22	陵墓			
	102		上野芝町1号墳	20			消失	
	103		百舌鳥夕雲町1号墳 (旧称夕雲1丁南古墳)	17			消失	
	104		天王古墳	11	陵墓			
	105		無名塚 1号墳	—			消失	



- 凡例
- 国史跡指定古墳
 - 国史跡指定古墳 (世界遺産構成要素候補)
 - 市史跡指定古墳 (世界遺産構成要素候補)
 - 陵墓
 - 陵墓 (世界遺産構成要素候補)
 - 国史跡未指定古墳 (陵墓以外)



史跡百舌鳥古墳群分布図

(4) 計画策定体制及び策定経過

本計画の策定にあたっては、学識経験者で構成される「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」で検討を重ねるとともに文化庁、大阪府教育庁の指導助言を得た。

堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会

○委員（平成 27 年 11 月 21 日～平成 29 年 11 月 20 日）

委員長	和田晴吾	兵庫県立考古博物館館長	（考古学）
副委員長	一瀬和夫	京都橘大学教授	（考古学）
委員	井原 縁	奈良県立大学准教授	（環境デザイン学、造園学）
委員	北口照美	奈良佐保短期大学客員教授	（住環境学、造園学）
委員	前川 歩	奈良文化財研究所研究員	（史跡整備、建築学）

○助言者 文化庁文化財部記念物課

大阪府教育庁文化財保護課

○協力者 堺市文化観光局世界文化遺産推進室

堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課

羽曳野市教育委員会事務局教育部文化財保護課

藤井寺市教育委員会事務局生涯学習室文化財保護課

○事務局 堺市文化観光局文化部文化財課

平成 27 年 2 月 8 日	平成 27 年度第 1 回堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会 委員長・副委員長選出、整備基本計画案の検討
平成 28 年 8 月 18 日	平成 28 年度第 1 回堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会 寺山南山古墳指導、整備基本計画案の検討
平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年度第 2 回堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会 寺山南山古墳指導、整備基本計画案の検討
平成 29 年 3 月 21 日	平成 28 年度第 3 回堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会 整備基本計画案の検討
平成 29 年 8 月 29 日	平成 29 年度第 1 回堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会 整備基本計画案の検討
平成 29 年 11 月 6 日	平成 29 年度第 2 回堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会 整備基本計画案の検討

(5) 関連計画との関係

① 上位計画

【堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』（平成23年3月作成）】

第5章 堺・3つの挑戦 ～新しいまちを創るために～

歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！—誇りを持てるまち実現プロジェクト—

＜歴史と文化を活かしたまちづくりの推進＞

歴史と文化を活かしたまちづくりを推進する一環として、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の世界文化遺産への登録に向けた取り組みを進めるとともに、古墳群の適切な保全・管理や周辺の景観形成、来訪者の増加等に備えた環境の整備を行います。

→まちづくり全般を牽引するため重点的に取り組む3つのプロジェクトの一つとして「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！—誇りを持てるまち実現プロジェクト—」を挙げ、プロジェクトを推進するための先導的な取組みの一つとして「歴史と文化を活かしたまちづくりの推進」を位置付けている。

② 関連計画

【堺市都市計画マスタープラン（平成24年12月改定）】

第1章 全体構想

第2節 都市づくりの目標 2-3 都市づくりの姿勢

「歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり」

～輝かしい歴史・豊かな文化を活かし、世界に誇れるまちの活力や魅力を生み出す～

世界文化遺産登録をめざしている百舌鳥古墳群をはじめとした歴史・文化資源の有する価値を市民一人ひとりが再認識し、それぞれの魅力や歴史がもっと身近に感じられる都市づくりを進めます。

→都市づくりの基本姿勢に歴史・文化の活用を位置づけ、歴史・文化資源を守り活用することによって都市の魅力を高めることを求めている。

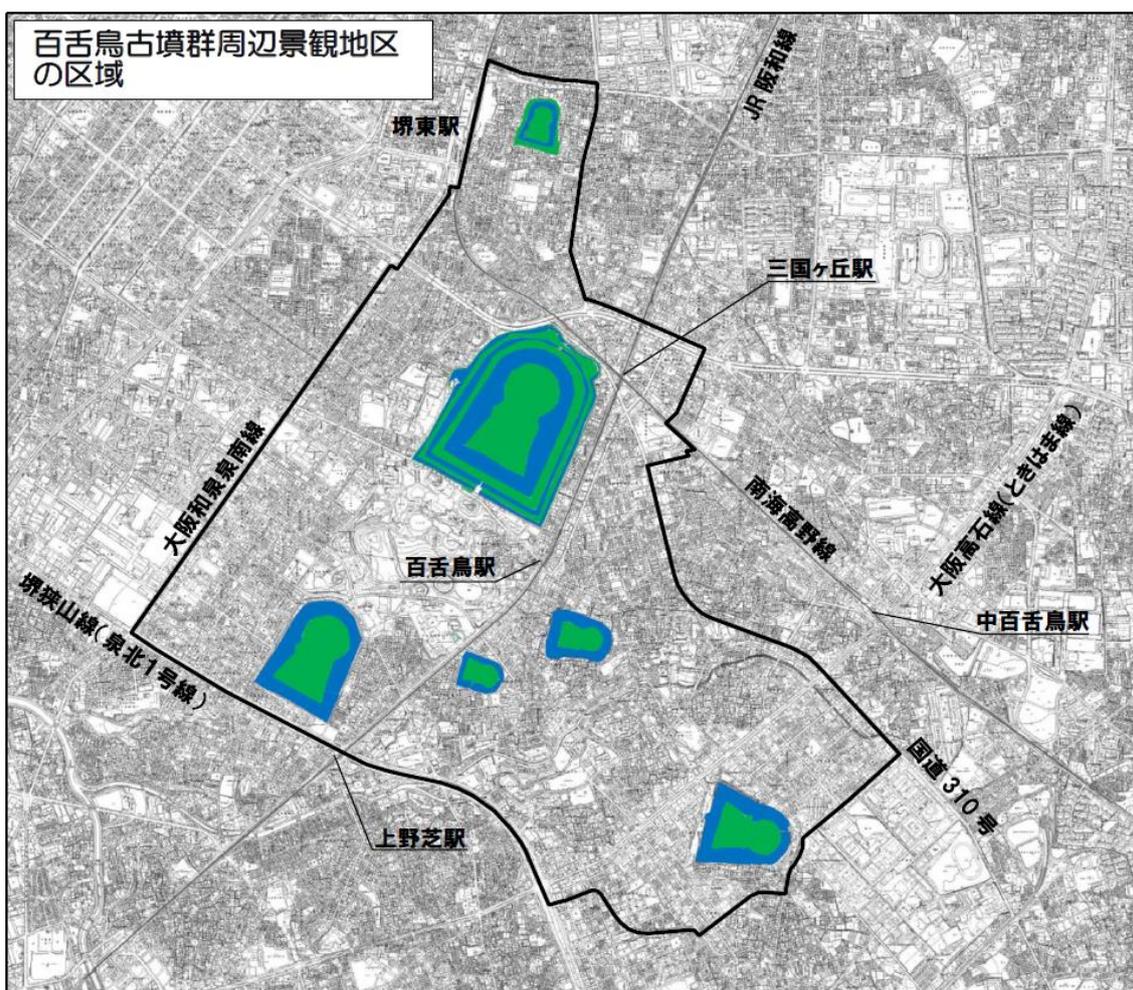
第4章 景観形成の推進方策

4-2 重点的に景観形成を図る地域

＜百舌鳥古墳群周辺地域＞

成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るために、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠につき、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討していきます。

→古墳群周辺におけるより一層の景観形成の推進を図るため、百舌鳥古墳群周辺景観地区を都市計画決定するなど、景観誘導を進めている。



百舌鳥古墳群周辺景観地区

【緑の基本計画（平成 25 年 3 月改訂）】

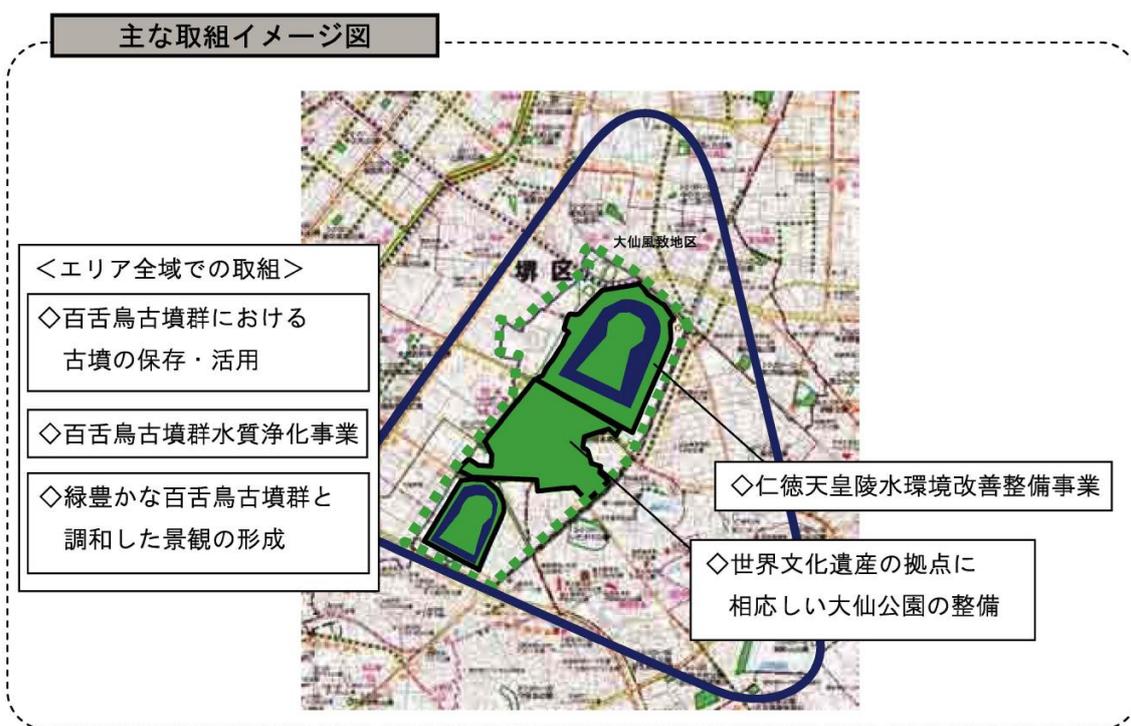
第 4 章 実現のために

基本方針 1 塚らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます

施策 1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます

歴史・文化と緑や水が一体となった豊かな風土を次代に継承するため、百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちづくりを進めます。

→緑を創造するエリアに位置づけ、世界文化遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備や百舌鳥古墳群の保存活用、水質浄化、古墳群と調和した景観形成が主な事業として挙げている。



施策 1-1 「百舌鳥野エリアの緑を育みます」に係る主な取組イメージ

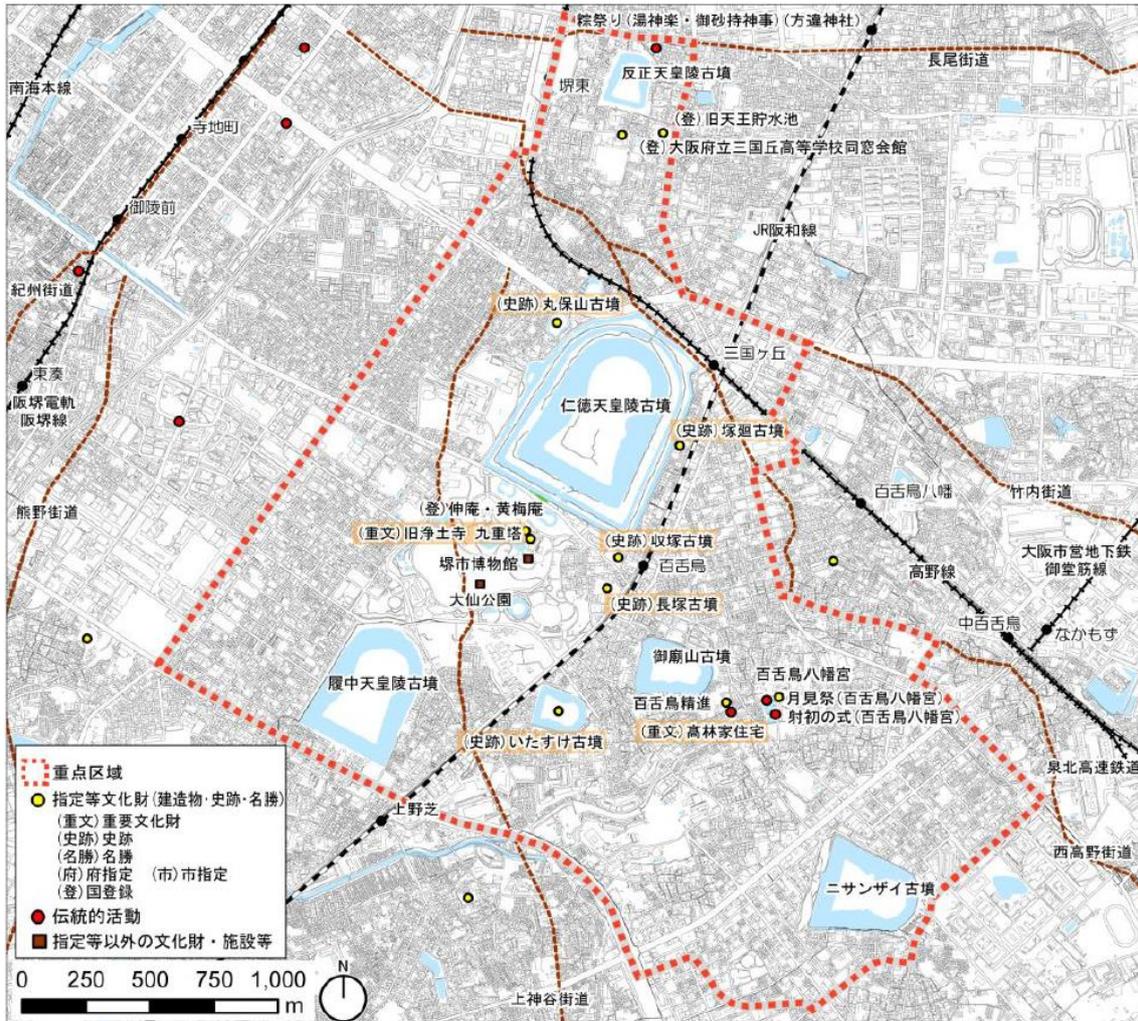
【堺市歴史的風致維持向上計画（平成25年11月策定）】

V. 重点区域の位置及び区域

(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域

百舌鳥古墳群及び周辺区域は本市が世界に誇るべき有数の歴史的資産を中心として地域の営みが培われた足跡を今に伝える伝統ある市街地であり、これらの歴史的風致を構成する古墳などの歴史的建造物等の分布を踏まえ、これらを包括する範囲を重点区域として設定する。

→歴史的風致の維持及び向上を重点的に推進する区域に設定し、百舌鳥古墳群の整備、水質改善、情報発信、周辺案内板の整備、ガイダンス施設の整備を主な事業として挙げている。



百舌鳥古墳群及び周辺区域における歴史まちづくり重点区域

【堺市文化観光再生戦略プラン（平成 24 年 12 月策定）】

【3】4. 戦略的な施策展開 その1

1) 堺の歴史文化を象徴する二大戦略拠点の整備～古代、中世なんばん文化をはじめとする堺固有の歴史文化の具現化～

〈1〉百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録と連動した大仙公園及び周辺整備

仁徳陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録を実現すること等により、本エリアを「堺観光シンボルエリア」として内外に強くアピールするとともに、各施設の魅力向上、市内各施設とのアクセス改善等をあわせて推進することにより、旧市街地の「文化観光拠点」と並ぶ、堺観光の戦略拠点としての整備を推進する。

→重点エリアに位置づけ、整備・活用方策として仁徳陵古墳・百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録等を通じた古代史観光の「価値」創造や大仙公園等における集客施設の整備充実などを挙げている。

【百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン（平成 26 年 3 月策定）】

第3章 将来像と基本方針・施策の分類

将来像：世界に誇る百舌鳥・古市古墳群とともに輝くまち

古墳群の比類ない価値や魅力を守り活かすことで“都市空間” “地域魅力” “人” が輝くまち、“世界から注目される輝くまち”をめざします。

→百舌鳥・古市古墳群を活かした地域の活性化に向け、古墳群の適切な保存や受入体制の整備、情報発信、周辺の歴史文化資産との連携を求めている。

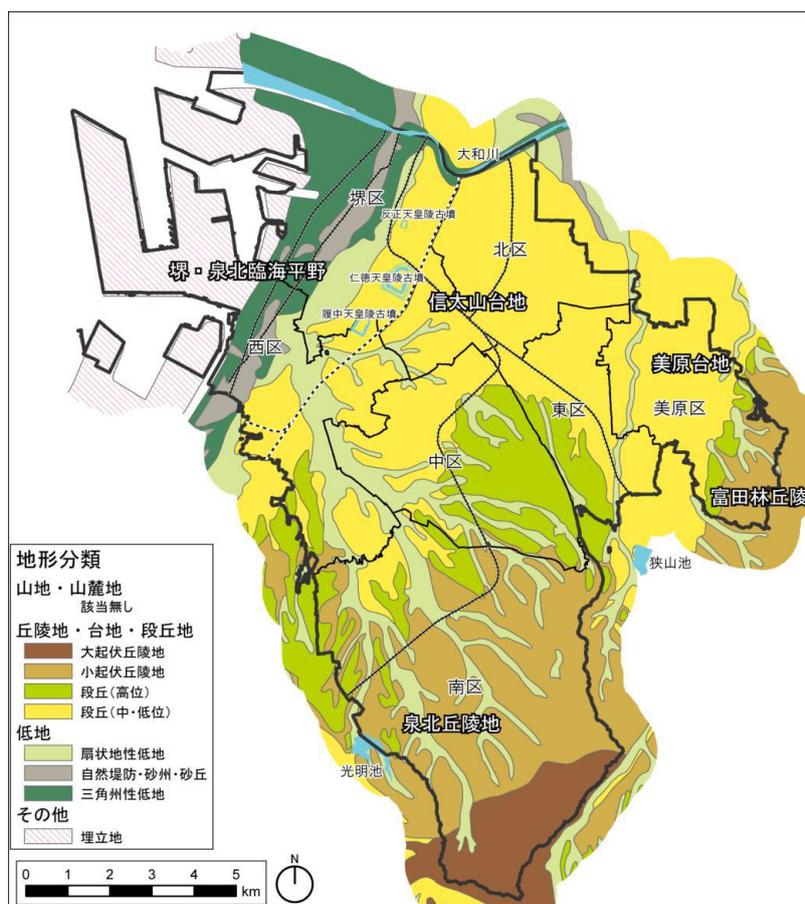
第2章 計画地の現状

(1) 自然的環境

① 地形・地質

大阪府の中央南西部に位置する本市は、西は大阪湾に面し、北は近世に開削された大和川に画され、東は富田林丘陵に、南は泉北丘陵に囲まれている。標高は泉北丘陵の 268.9m が最も高く、大阪湾に向かう地形に緩やかな変化がみられる。丘陵の前面には信太山台地と呼ばれる低・中位段丘が扇状に広がり、さらに大阪湾に面して海岸低地や砂堆が形成されている。砂堆は堺砂堆とも呼ばれ、標高 3~5mのかまぼこ状を成し、北は難波砂堆に、南は高石砂堆につづく。百舌鳥古墳群は、信太山台地の西端にあたる標高 6~26mの範囲に築造され、古墳群の周辺にはその築造に関連する集落跡や生産遺跡などが数多く存在する。

古墳は、この台地の地形を利用して築造された。反正天皇陵古墳、仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳は、台地の西端に沿うように南北に並んでいる。また、大仙公園のどら池を通る東西の谷に沿うように、北側に狐山古墳、竜佐山古墳、孫太夫山古墳などがあり、南側には収塚古墳、長塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳などが点在する。



地形分類図

② 水辺

本市域内における主な水辺としては、河川、水路、池などがある。

百舌鳥古墳群の西側には石津川が流れ、その支流である百舌鳥川が御廟山古墳の南側に、美濃川がニサンザイ古墳の南側に流れる。百舌鳥川の南岸斜面には百舌鳥梅町窯跡や埴輪片の集積がみられた百舌鳥高田下遺跡があり、古墳時代には埴輪生産が行われていた。また、美濃川沿いには古墳群築造とのつながりが深い集落跡の土師遺跡があるなど、古墳時代の集落は河川に沿って展開した側面も見出される。

ため池は、河内や泉州地方の水辺を特色づけ、市内には639ヶ所（満水面積100㎡以上）が確認できる。その大半は農業灌漑用で、現在でも約946haの水田を灌漑している。

百舌鳥古墳群が築かれた台地では、中世に耕作地の開発が始まり、近世に至り「夕雲開」などの新田が開発されるなど、古墳の周辺に田畑の広がる景観が形成された。その過程では灌漑用水の需要が高まり、狭山池の水が仁徳天皇陵古墳の濠まで引かれるなど、古墳の濠は灌漑用ため池としての利用価値を得た。

戦後まで、信濃池から御廟山古墳、いたすけ古墳、履中天皇陵古墳へと古墳間をつなぐ水路が近隣の田畑を潤したが、その後の市街化に伴い、古墳の濠の大半が灌漑池としての役割を終えつつある。現在は、豪雨の際の水量調整池や防火用貯留池としての利用、あるいは防災空間や都市の貴重な自然空間として市民に憩いを提供するなど新たな役割を担っている。しかし、用水路の遮断や下水・雨水管の整備により、濠への水の出入りが減少した結果、水質悪化を引き起こす例もみられる。水質改善に向け、近年、地元の府立堺工科高校によるいたすけ古墳の水質浄化活動をはじめ、本市の百舌鳥古墳群水質改善事業などの取り組みが行われている。

③ 動植物

本市の緑は、都市の発展過程とともに姿を変えつつも、その自然特性や歴史文化特性と深く結びつき市民の手でこれまで守り育まれてきた。現況は市域の約 44%が緑地であり、内訳は、樹林地や植栽地などの「樹林・樹木」が約 15%、芝生地や田畑などの「草地・農地」が約 14%、また、グラウンドや造成地、ため池や河川などの「裸地・水面」が約 15%である。分布は、南区の丘陵地には二次林などの樹林地、市の中央以南には農地、堺区の北西の臨海部には広大な埋立地（裸地）がある。百舌鳥古墳群が分布する堺区や西区、北区は市街地で緑地が少ないが、大規模な公園緑地と古墳が市街地の緑として貴重である。

歴史的には、百舌鳥古墳群及びその周辺は古くから開発され、農地化や宅地化が進んでいる。かつて古墳の樹木は薪炭として利用され、古墳は地域の里山として持続的に利用・管理されてきた。その後明治時代には陵墓の立ち入りが禁止され、戦後には生活様式の変化が進むなか薪炭利用が途絶える等、里山の管理放棄が進んだ。その結果、植生遷移が進み、現在はアラカシ、ナナミノキ、クロガネモチ、ヤブツバキなど常緑広葉樹が植生の主体となっている古墳が多い。

史跡指定地の植生は、公有化前の利用状況によって遷移段階に差異が認められる。乳岡古墳や寺山南山古墳の墳頂部、丸保山古墳の前方部には建物が建っていたため、現在も樹林密度が小さい。いたすけ古墳は昭和 40 年代に墳丘上の樹木が全て伐採されたため、現在は後円部が竹、墳頂部がクズで覆われ、その他は雑木と偏りが認められる。このように、植生遷移の状況は、古墳を利用したり管理してきた状況の影響が大きいことを示す。

多くの古墳は人々の立ち入りが少なく、周囲の濠と一体となって水鳥などの格好の生息地として、カルガモ、コサギ、モズなどの留鳥、ツバメ、コアジサシなどの夏鳥、カモ、ツグミ、アオジなどの冬鳥が観察されている。また、史跡指定地内の墳丘や濠にはタヌキやフナ、モツゴなどの魚類が生息し、更に外来生物アライグマ、ブルーギルなどが観察されている。

市街地に立地する百舌鳥古墳群は、歴史文化遺産であるとともに、市街地に豊富な樹林と水辺を有するといった特性から、本市の生物多様性を保つ象徴的な場としても認知されている。

(2) 歴史的環境

百舌鳥古墳群は、仁徳天皇陵古墳をはじめとする大小の古墳がまとまって築かれた。東方約 10km にある古市古墳群とともに日本を代表する古墳群である。

百舌鳥古墳群が築かれた地域は、『日本書紀』に「百舌鳥野」や「百舌鳥耳原」と記されることから、「百舌鳥」の名称が地名として継承されている。この地域は大阪湾を望む台地上にあるため、巨大古墳がこの地に築かれた理由として海上からの眺望があげられる。

百舌鳥古墳群の造営は、4 世紀後半(古墳時代中期初頭)に始まり、6 世紀後半頃(古墳時代後期後半)まで続き、その間に 100 基を越える古墳が築かれた。この 5 世紀を中心とする時代は、しばしば巨大古墳の世紀とも呼ばれ、前方後円墳が最も巨大化する時期である。古墳群には 150m 以上の大型前方後円墳が 8 基もあり、なかでも仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳、ニサンザイ古墳は、日本屈指の規模を誇る。

古墳の築造にあたっては、当時の最高水準の土木技術が用いられ、作業には多くの人が動員された。古墳群の周囲には、古墳築造に関わった人々の居住地、副葬品や埴輪、工具などの生産拠点であったとされる浅香山遺跡、大仙中町遺跡、東上野芝遺跡、百舌鳥陵南遺跡、土師遺跡などの集落跡が確認されている。また、埴輪などの生産に専門的に関わった土師氏の存在が指摘されており、古墳群内には現在も土師（現在の中区土師町）の地名が残る。

百舌鳥古墳群の巨大古墳は、延長 5 年(927)の『延喜式諸陵寮』では仁徳天皇陵古墳が「百舌鳥耳原中陵」と記され、正治 2 年(1200)の『諸陵雜事注文』では「百舌鳥耳原中陵」に供物をおく記述がみえるなど、古代以来墳墓と認識されてきた。この頃から、陵墓周辺でも耕地開発が進み、濠がため池や耕作地に改変されてゆく。例えば、反正天皇陵古墳の外濠を発掘調査した結果、鎌倉時代(13 世紀頃)には埋められて耕作地として利用されていたことが確認されている。

中世には、石清水八幡領の荘園である「万代庄」が存在した。百舌鳥古墳群内に位置し、山城石清水八幡宮の末社として「万代別宮」に比定されている百舌鳥八幡宮が、社領管理をしていたとされている。

近世には、寛永年間(1624~1644)の堺代官高西夕雲と筒井庄右衛門による「夕雲開」と呼ばれた新田開発に代表されるように、古墳群の周辺でさらに耕作地が拡大した。開発に携わった筒井家の屋敷は、御廟表塚古墳の東側に現存し、閑静なたたずまいを保っている。

寛文 2 年(1662)には、狭山池の水が仁徳天皇陵古墳の濠まで引かれた。大仙陵池とも呼ばれ、堺廻り 4 か村の灌漑用水として利用されるようになった。この大仙陵池は重要な水源であり、濠に湛えられた水は第二次世界大戦後まで近隣の田畑を潤していた。このように、中世以降において、周辺住民による古墳への意識は、墳墓と、耕作における水の供給源の二面性を有していた。

また墳丘は周辺住民の遊山の間となり、多くの人々が古墳を訪れた。しかし、17 世紀末以降、陵墓は幕府によってたびたび修造され、文久年間の修陵では玉垣を伴う拝所が設置

されるなど墳丘への立ち入りは次第に禁止された。

明治時代以降、皇室崇拝や郊外行楽地へ憧憬を受け、個人や集団による陵墓参拝が盛んとなった。一方、古墳の周辺では耕地整理、土地区画整理事業によって、住宅地が形成されていった。

戦後は市街化の波が古墳にも押し寄せ、住宅開発の土砂採取によって少なからず古墳が失われた。大塚山古墳やカトンボ山古墳などでは消滅を前に考古学者や地元学生達による緊急調査が行われ、貴重な成果を収めた。昭和 30 年には、いたすけ古墳で住宅開発計画が浮上すると、市民を中心とした保存運動が起こった。その結果、昭和 31 年に史跡仮指定がなされ、開発から古墳が守られた。

昭和 38 年（1963）からは大仙公園の整備が進み、百舌鳥古墳群の中核は公園内での保存が図られた。昭和 40 年代には長塚古墳や乳岡古墳をはじめとする史跡指定が進んだ。人口増化による市街地の拡大が継続するなかで 44 基の古墳が現存し、うち 17 基は平成 26 年 3 月に百舌鳥古墳群として史跡指定を受けた。

さらに百舌鳥古墳群は羽曳野市・藤井寺市に所在する古市古墳群とともに世界文化遺産登録を目指し、平成 22 年に国内のユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載され、平成 29 年には国内推薦候補に選定された。世界に誇る貴重な文化財として古墳を守ろうとする機運も高まり、古墳周辺では市民による定期的な清掃活動や、観光ボランティアによるガイドツアー、地元高校生による周濠の水質浄化活動など様々な取り組みが行われている。大仙公園や住宅地に点在する古墳は都市における貴重な緑の景観を形成し、都市と共存する史跡として今後さらに多様な価値をもつことが予想される。

(3) 社会的環境

① 立地・交通

本市は大阪府の中央南西部に位置し、面積 149.99 ㎢、人口約 84.3 万人、世帯数 34.9 万世帯（平成 25 年(2013)1 月 1 日推計人口）の指定都市である。関西圏のほぼ中心部に位置するとともに、中国や東南アジアの主要都市との航路を有する関西国際空港に近接し、西に面する大阪湾には、国際海上輸送の拠点として特定重要港湾の堺泉北港を擁している。

市内には関西国際空港と大阪都心部を結ぶ JR 西日本、南海電気鉄道などの広域鉄道をはじめ、阪神高速道路や阪和自動車道などの高速道路が縦断するなど交通利便性に優れている。

百舌鳥古墳群は JR 阪和線、南海高野線、地下鉄御堂筋線に近接し、そのため鉄道を利用したアクセスが容易である。

バスは鉄道主要駅と古墳群を複数の路線が結び、バス路線網が充実している。南海高野線堺東駅と南海本線堺駅はシャトルバスによって繋がり、土・日曜日と祝休日には堺東駅や堺駅から古墳群をつなぐ堺まち旅ループバスが運行されている。

高速道路は、臨海部の阪神高速 4 号湾岸線と、南海高野線に平行する阪神高速 15 号堺線があり、古墳群から距離約 1～3 km の至近にインターチェンジがある。また、古墳群の西側に国道 26 号が、北側に国道 310 号がとおり、複数の主要地方道が古墳間を横断する。



堺市の交通網

② 産業

本市は素材から加工まで幅広いものづくり産業に恵まれ、臨海部には基礎素材産業、内陸部には機械・金属産業が集積する。また、長い歴史や文化によって育まれてきた多くの伝統・地場産業がある。打刃物、線香、敷物、注染・和晒、昆布、自転車といった伝統・地場産業が、先人の「匠」から連綿と受け継がれている。特に古墳時代の鍛造技術がルーツとも言われる堺打刃物は、プロの料理人からも高い評価を受けている。鉄砲鍛冶たちの知恵が息づく自転車についても、現在、国内の製造品出荷額の約6割のシェアを占めている。

本市ではこれらの伝統産業を振興を図るため、自転車を活かしたまちづくりを行っている。コミュニティーサイクル事業（*）や自転車通行環境の整備に取り組み、来訪者が自転車を利用して古墳群等を周遊できる環境を整えている。

*コミュニティーサイクル事業：共用自転車を配置するサイクルポートを複数箇所設置し、どこのサイクルポートでも自転車の貸出返却が可能な交通システム

③ 観光

本市には、世界文化遺産への登録をめざした取組みが進められている仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群、南蛮貿易の拠点として発展した中世の自治都市「堺」を起源とする環濠都市区域における由緒ある多くの寺社や北旅籠町周辺の古いまちなみなど、さらに千利休によって大成された茶の湯の文化、打刃物や線香などの伝統産業など多くの観光資源が存在している。これらの観光資源を活かし、堺の魅力を体験できるよう観光地を巡る堺まち旅ループバスを運行し、観光客の市内周遊を促している。

また堺観光ボランティア協会による名所・旧跡などを案内する観光ガイドや、観光ガイドマップの充実など、観光客を受け入れる体制づくりにも取り組んでいる。百舌鳥古墳群のエリアでは仁徳天皇陵古墳拝所前や大仙公園観光案内所、堺市役所 21 階展望ロビーに観光ボランティアが常駐し、観光案内を行うとともに周遊の相談を受けている。古墳を巡る無料のミニツアーも毎日2回開催するなど、観光客の多様なニーズにこたえ、古墳群の価値を広く伝える活動を行っている。

(4) 関連法規制

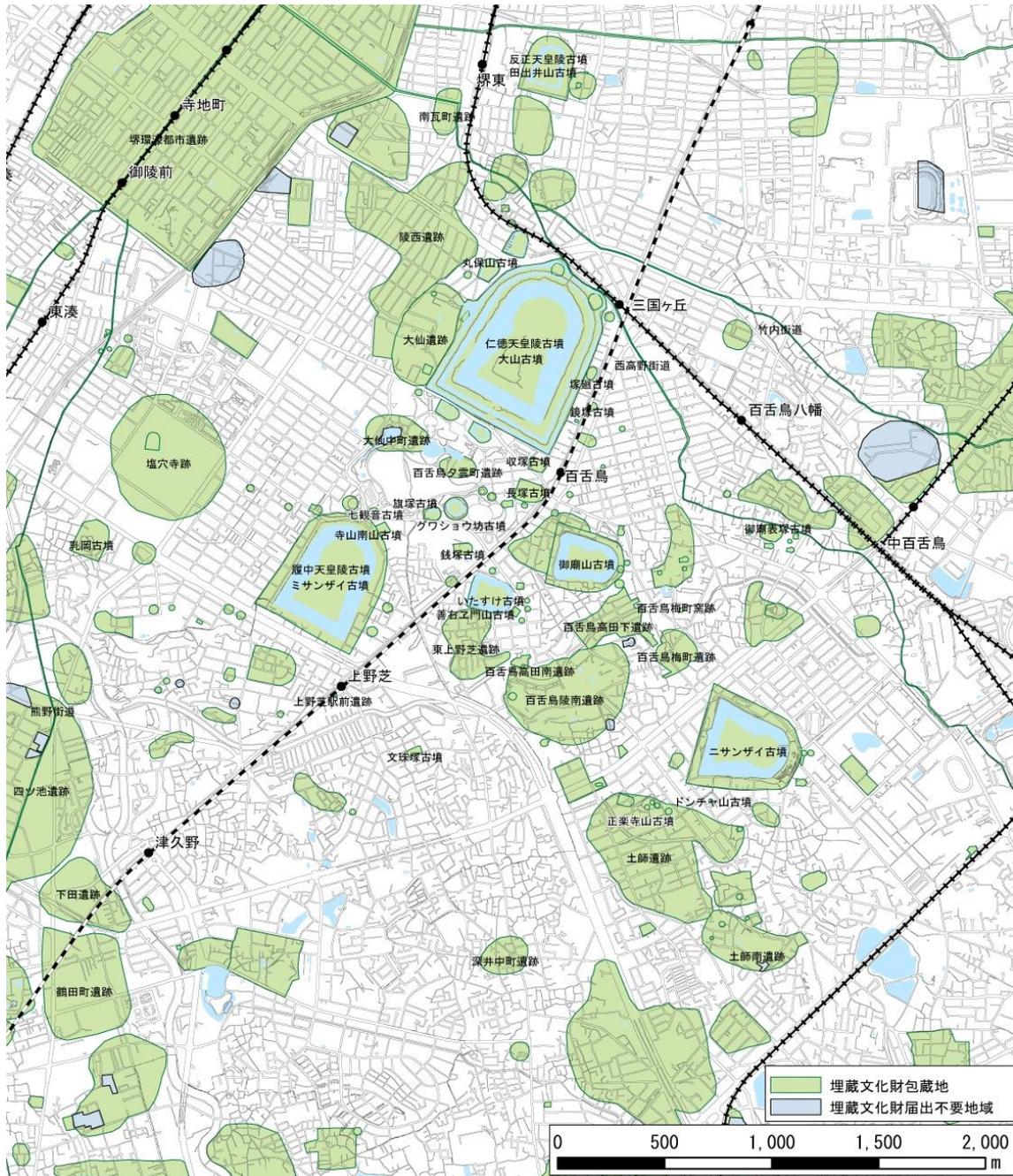
① 文化財保護法

文化財保護法に基づき史跡に指定されている範囲は、文化財保護法の規制を受け、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」には文化財保護法第 125 条に基づき文化庁長官等の許可（国の機関である場合は法第 168 条の同意）を受けなければならない。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際には、掘削に着手する前に文化財保護法第 93 条第 1 項、第 94 条第 1 項に基づき文化庁長官に届け出なければならない。更に、工事中、若しくは試掘確認調査等により、包蔵地の新規発見が生じた際においても、文化財保護法第 96 条、97 条に基づき文化庁長官に届け出なければならない。

② 国有財産法

陵墓は国有財産法において皇室用財産として担当省庁により良好な状態での維持管理がなされるべきと定められている。皇室用財産は、国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもので、行政財産の一種である。各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。



史跡百舌鳥古墳群周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

③ 都市計画法

各古墳の区域は市街化区域となっており、用途地域等が定められている。その内容は以下のとおりである。

各古墳の都市計画決定の内容

番号	古墳名	地域地区（用途地域等）の内容	都市計画施設
1	いたすけ古墳	用途地域：第一種低層住居専用地域 （建ぺい率：50%・容積率：100%・ 建築物の高さの限度：10m） 高度地区：第一種 景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園（いたすけ公園）
2	長塚古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 （建ぺい率：60% 容積率：200%） 高度地区：第四種 風致地区：大仙風致地区（建ぺい率：40%） 景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園（大仙公園）
3	収塚古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 （建ぺい率：60% 容積率：200%） 高度地区：第四種 風致地区：大仙風致地区（建ぺい率：40%） 景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園（大仙公園）
4	塚廻古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 （建ぺい率：60% 容積率：200%） 高度地区：第四種 風致地区：大仙風致地区（建ぺい率：40%） 景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園（大仙公園）
5	文珠塚古墳	用途地域：第一種低層住居専用地域 （建ぺい率：50% 容積率：100%） 建築物の高さの限度：10m） 高度地区：第一種	—
6	丸保山古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 （建ぺい率：60% 容積率：200%） 高度地区：第四種 風致地区：大仙風致地区（建ぺい率：40%） 景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	一部都市計画公園（大仙公園）
7	乳岡古墳	用途地域：第一種住居地域 （建ぺい率：60% 容積率：200%） 防火・準防火地域：準防火地域	—
8	御廟表塚古墳	用途地域：第一種住居地域 （建ぺい率：60% 容積率：200%） 防火・準防火地域：準防火地域	—
9	ドンチャ山古墳	用途地域：第二種中高層住居専用地域 （建ぺい率：60% 容積率：200%） 高度地区：第四種 防火・準防火地域：準防火地域 景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園（陵南中央公園）

10	正楽寺山古墳	用途地域 : 第二種中高層住居専用地域 (建ぺい率: 60% 容積率: 200%) 高度地区 : 第四種 防火・準防火地域 : 準防火地域 景観地区 : 百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園(陵南中央公園)
11	鏡塚古墳	用途地域 : 近隣商業地域 (建ぺい率: 80% 容積率: 300%) 高度地区 : 第五種 防火・準防火地域 : 準防火地域 景観地区 : 百舌鳥古墳群周辺景観地区	—
12	善右エ門山古墳	用途地域 : 第一種低層住居専用地域 (建ぺい率: 50% 容積率: 100%) 建築物の高さの限度: 10m) 高度地区 : 第一種 景観地区: 百舌鳥古墳群周辺景観地区	—
13	銭塚古墳	用途地域 : 第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率: 60% 容積率: 200%) 高度地区 : 第四種 風致地区 : 大仙風致地区 (建ぺい率: 40%) 景観地区 : 百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 (大仙公園)
14	グワシヨウ坊古墳	用途地域 : 第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率: 60% 容積率: 200%) 高度地区 : 第四種 風致地区 : 大仙風致地区 (建ぺい率: 40%) 景観地区 : 百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 (大仙公園)
15	旗塚古墳	用途地域 : 第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率: 60% 容積率: 200%) 高度地区 : 第四種 風致地区 : 大仙風致地区 (建ぺい率: 40%) 景観地区 : 百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 (大仙公園)
16	寺山南山古墳	用途地域 : 第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率: 60% 容積率: 200%) 高度地区 : 第四種 風致地区 : 大仙風致地区 (建ぺい率: 40%) 景観地区 : 百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 (大仙公園)
17	七観音古墳	用途地域 : 第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率: 60% 容積率: 200%) 高度地区 : 第四種 風致地区 : 大仙風致地区 (建ぺい率: 40%) 景観地区 : 百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 (大仙公園)



1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳	6 丸保山古墳
7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳	11 鏡塚古墳	12 善右エ門山古墳
13 銭塚古墳	14 グワシヨウ坊古墳	15 旗塚古墳	16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	

市街化区域・市街化調整区域界 The boundary between urbanization promotion area and urbanization control area		特別業務地区 Specially business zone		公園・緑地・墓園 Park - Green area - Cemetery	
用途地域 Use District	第一種低層住居専用地域 Type I low-rise exclusively residential district	特別工業地区(第一種) Specially industrial zone, class I	運 動 場 Playground	都市計画施設 City Planning Facility	道 路 Road
	第二種低層住居専用地域 Type II low-rise exclusively residential district	特別工業地区(第二種) Specially industrial zone, class II	都 市 高 速 鉄 道 Urban rapid-transit railroad		下 水 処 理 場 Sewage treatment plant
	第一種中高層住居専用地域 Type I medium-high-rise exclusively residential district	特別工業地区(第三種) Specially industrial zone, class III	下 水 ポンプ 場 Sewage pumping station		貯 留 池 Reservoir
	第二種中高層住居専用地域 Type II medium-high-rise exclusively residential district	高度利用地区 Intensive land use zone	汚 物 処 理 場 Sanitation facility		ご み 焼 却 場 Incineration plant
	第一種住居地域 Type I residential district	工業港区 Industrial port zone	火 葬 場 Crematory		学 校 School
	第二種住居地域 Type II residential district	臨港地区 Port zone	自 動 車 駐 車 場 Parking area		自 転 車 駐 車 場 Bicycle parking (space)
	準住居地域 Quasi-residential district	商 港 区 Commercial port zone	一 団 地 の 住 宅 施 設 Apartment complex residential facility		遺 跡・河川等の地盤・地帯による 地域地区界(原則としてその中心) Center lines Irregular lines
	近隣商業地域 Neighborhood commercial district	修景厚生港区 Port landscaped welfare zone	市 界 Boundary of the municipality		
	商業地域 Commercial district	無 分 区 Non-designated zone			
	準工業地域 Quasi-industrial district	風 致 地 区 Scenic zone			
工業地域 Industrial district	駐 車 場 整 備 地 区 Parking space improvement zone				
工業専用地域 Exclusively industrial district	地 区 計 画 等 District planning, etc				
無 指 定 地 Non-designated district	外 壁 の 後 退 距 離 (1m) Setback distance from the external wall				
防 火 地 域 Fire proof district	容 積 率 境 界 線 Floor-area ratio limit				
準 防 火 地 域 Quasi-fire proof district	容 積 率 / 建 ぺ い 率 (%) Floor-area ratio / Building coverage ratio				
高 度 地 区 (第 一 種) Height regulated zone, class I					
高 度 地 区 (第 二 種) Height regulated zone, class II					
高 度 地 区 (第 三 種) Height regulated zone, class III					

史跡百舌鳥古墳群周辺の都市計画図

④ 都市公園法

史跡百舌鳥古墳群の 17 基の古墳うち、12 基が公園内または公園に隣接して位置する。いたすけ古墳はいたすけ公園に隣接し、収塚古墳、グワシヨウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳は大仙公園内に、長塚古墳、塚廻古墳、丸保山古墳、銭塚古墳は大仙公園予定地にある。また、正楽寺山古墳、ドンチャ山古墳は陵南中央公園内にある。

大仙公園内には、市立中央図書館や堺市博物館、日本庭園の諸施設をはじめ、グワシヨウ坊古墳、七観音古墳、旗塚古墳を含む約 10ha に都市緑化植物園が開設されている。都市緑化植物園は昭和 52 年から着手され、グワシヨウ坊古墳、旗塚古墳は、樹林の編成を見る森林推移実験見本園、水生・湿生植物園として修景されている。

これらの公園は、都市公園法により施設の規格化、管理の適正化を図り、適切な維持が効果的に運用されている。本市における公園管理は、同法と同法に基づく施行令、堺市公園条例、同施行規則等により運用されている。

都市公園法に定める都市公園に位置する史跡百舌鳥古墳群一覧

公園名称	古墳名称	区分	開設年	面積 (ha)	沿革
いたすけ公園	①いたすけ古墳	近隣公園	昭和 46	0.35	昭和 42 年百舌鳥本町土地 区画整理事業
陵南中央公園	⑨ドンチャ山古墳 ⑩正楽寺山古墳	近隣公園	昭和 56	1.30	昭和 56 年百舌鳥陵南土地 区画整理事業
大仙公園	③収塚古墳 ⑭グワシヨウ坊古墳 ⑮旗塚古墳 ⑯寺山南山古墳 ⑰七観音古墳	総合公園	昭和 42	36.28	昭和 22 年都市計画決定 昭和 38 年事業着手 昭和 52 年都市緑化植物園 整備に着手 昭和 61 年都市緑化センター 開館
大仙公園 事業予定地	②長塚古墳 ④塚廻古墳 ⑥丸保山古墳 ⑬銭塚古墳				

*近隣公園は 2ha、総合公園は 10ha 以上 50ha を標準面積とする。

⑤ 堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例

大仙公園周辺は「都市の風致を維持するため定める地区」として大仙風致地区に指定されており、次のいずれかの行為を行う場合は、許可が必要になる。

○許可が必要な行為

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築及び移転
- (2) 建築物等の色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石の類の採取
- (7) 屋外における土石、廃棄物、又は再生資源のたい積

○許可基準

- (1) 建築物の新築、改築、増築又は移転行為
 - ① 高さが15メートル以下であること。
 - ② 建ぺい率が40パーセント以下であること。
(防火地域内、街区の角地等 建築基準法と同等の緩和はありません。)
 - ③ 外壁、柱等の面から後退距離は道路境界から1.8メートル以上、その他の境界から1メートル以上であること。
 - ④ 位置、規模、形態、意匠及び色彩が周辺の風致と著しく不調和でないこと。
 - ⑤ 緑化率及び、基準植栽密度を確保すること。

表. 緑化率

敷地面積	緑化率
500平方メートル未満	100分の20
500平方メートル以上1,000平方メートル未満	100分の25
1,000平方メートル以上	100分の30

※基準植栽密度とは、「必要緑化面積」の10平方メートルあたり高木1本（中木2本で1本に換算することができる。）以上の植栽密度をという。小数点第2位以下切り捨て。第1位を0.5刻みで切り上げる。

$$\text{※必要緑化面積 (m}^2\text{)} = \text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times \text{緑化率}$$

- (2) 工作物の新築等
 - ・道路に接する部分の敷地境界沿いに高さが1.5メートル以上(最大5メートル以下とする。)の擁壁を設けようとする場合は、高さの2分の1以上の植栽空間を設けること。(最大1.8メートルの後退とする。)

⑥ 堺市景観条例

本市では市全域を景観計画の区域としており、景観条例に基づき、以下の行為については届出が必要となる。

堺市景観条例による届出対象行為

	行為の種別	対象規模	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (※1)	次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) ・建築物の高さが15mを超えるもの ・地上6階以上のもの ・延べ面積が3,000㎡を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (※2)	高架道路等	・地上からの高さが5mを超えるもの
		橋梁等	・幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
		上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの ・高さが15mを超えるもの ・建築物に設置する場合で、その高さが10mを超えかつ建築物との合計高さが15mを超えるもの
広告物	広告物の表示、移転、若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕若しくは色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ・広告物又は広告物を掲出する物件の高さが15mを超えるもの ・建築物と一体になって設置される場合で、広告物又は広告物を掲出する物件の高さが10mを超え、かつ建築物の高さとの合計が15mを超えるもの ・広告物又は広告物を掲出する物件で、広告物の表示面積の合計が40㎡を超えるもの	

※1) 建築物の増築、改築については、増築又は改築をする場合の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。また、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

※2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

なお、百舌鳥古墳群周辺地域は古墳群のあるまちとして相応しい良好な景観形成を図るため、景観地区を設定している。地区内の建築物は以下の行為について認定申請が必要となる。

景観地区の制限の対象となる建築物の規模

規 模		古墳近傍 景観形成地区	古墳群周辺市街地 景観形成地区
大規模 建築物	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） ・建築物の高さが 15m を超えるものを超えるもの ・地上 6 階以上のもの ・延べ面積が 3,000 m ² を越えるもの	○対象	○対象
中規模 建築物	大規模建築物を除き、次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） ・建築物の高さが 10m を超えるものを超えるもの ・地上 4 階以上のもの ・延べ面積が 500 m ² を越えるもの	○対象	○対象
小規模 建築物	大規模建築物及び中規模建築物のいずれにも該当しないもの	○対象	×対象外

⑦ 堺市屋外広告物条例

百舌鳥古墳群周辺地域は、特に良好な景観の保全が必要と認められる地域として「広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）」に指定され、屋上広告物は原則全面禁止されている。

第3章 史跡の概要および現状と課題

(1) 指定の経緯

長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳の3基は、大正年間に史蹟名勝天然紀念物保存法で仮指定されたが、百舌鳥古墳群における本格的な史跡指定は昭和31年のいたすけ古墳を嚆矢とする。以後、先の3基の文化財保護法による指定など、順次指定が進められてきた。平成26年には群としての一体的な保護を図るため、これまでに指定された7基(いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳)に10基(御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、グワシヨウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳)を加えて百舌鳥古墳群として統合し、現在は前方後円墳9基、円墳6基、方墳2基の計17基が史跡に指定されている。

未指定古墳の5基については、群として一体的な保護を図るため、諸課題の解決に取り組み、追加指定を目指す。

史跡百舌鳥古墳群の指定経緯

指定年月	指定等	告示番号	名称	備考
昭和31年5月15日	史跡指定	文化財保護委員会告示第20号	いたすけ古墳	
昭和33年5月14日	史跡指定	文化財保護委員会告示第44号	長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳	
昭和46年4月23日	史跡指定	文部省告示第122号	文珠塚古墳	
昭和47年7月25日	史跡指定	文部省告示第113号	丸保山古墳	
昭和49年1月23日	史跡指定	文部省告示第6号	乳岡古墳	
平成26年3月18日	統合 追加指定 名称変更	文部科学省告示第34号	百舌鳥古墳群	既存7基に 10基追加して 名称変更
平成28年3月1日	追加指定	文部科学省告示第35号	乳岡古墳	範囲拡大

(2) 指定名称及び指定当時の説明(平成26年3月18日)

百舌鳥古墳群

いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、グワシヨウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳

4世紀末から6世紀前半にかけて形成された古墳群であり、当時の政治的・社会的構造を如実に示す稀有な事例である。このたび、10基の古墳を追加指定するとともに「百舌鳥古墳群」として名称変更し、一体的な保護を図る。

(3) 土地所有及び管理の状況

史跡指定地の所有及び管理は堺市のほか、宮内庁が丸保山古墳の後円部、大阪府が鏡塚古墳を所有し、管理を行っている。鏡塚古墳、善右エ門山古墳は私有地であるが、所有者の意向を尊重しつつ恒久的な保存について適切に対処している。また、墳丘裾や周濠が未指定の古墳は、公有化も視野に史跡の追加指定を目指す。

史跡百舌鳥古墳群の土地所有者と面積

番号	古墳名	所在地	所有者	面積 (㎡)
1	いたすけ古墳	北区百舌鳥本町3丁	堺市	29,977.08
2	長塚古墳	堺区百舌鳥夕雲町2丁	堺市	5,098.00
3	収塚古墳	堺区百舌鳥夕雲町2丁	堺市	743.00
4	塚廻古墳	堺区百舌鳥夕雲町1丁	堺市	704.00
5	文珠塚古墳	西区上野芝向ヶ丘町1丁	堺市	1,651.00
6	丸保山古墳	堺区北丸保園	堺市	4,268.47
			国	2,399.48
7	乳岡古墳	堺区石津町2丁	堺市	6,247.15
8	御廟表塚古墳	北区中百舌鳥町4丁	堺市	3,269.26
9	ドンチャ山古墳	北区百舌鳥陵南町3丁	堺市	578.07
10	正楽寺山古墳	北区百舌鳥陵南町3丁	堺市	459.17
11	鏡塚古墳	北区百舌鳥赤畑町2丁	個人	215.92
			堺市	35.44
12	善右エ門山古墳	北区百舌鳥本町3丁	個人	967.09
13	鏡塚古墳	堺区東上野芝町1丁	大阪府	3,031.51
14	グワショウ坊古墳	堺区百舌鳥夕雲町3丁	堺市	6,049.07
15	旗塚古墳	堺区百舌鳥夕雲町3丁	堺市	3,759.14
16	寺山南山古墳	西区上野芝町1丁	堺市	4,154.75
17	七観音古墳	堺区旭ヶ丘北町5丁	堺市	879.46

(4) 古墳の概要と調査の履歴

17基の各古墳の概要と発掘調査の概要は以下の通りである。

史跡百舌鳥古墳群 各古墳の概要

	① いたすけ古墳	② 長塚古墳	③ 収塚古墳
古墳規模・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・前方後円墳 ・墳丘：全長約 146m ・後円部径約 90m ・後円部高さ約 12.2m ・前方部幅約 99m ・前方部高さ約 11.1m ・3 段築成 ・南側のくびれ部に造出 ・盾形の周濠が巡る ・濠の南側には堤を築く 	<ul style="list-style-type: none"> ・前方後円墳 ・墳丘：全長 106.4m ・後円部径 59.4m ・後円部高さ 9.2m ・前方部幅 75.2m ・3 段築成 ・南側のくびれ部に造出 ・盾形の濠が巡る 	<ul style="list-style-type: none"> ・帆立貝形前方後円墳 ・墳丘：全長約 59m ・後円部径約 42m ・後円部高さ約 4.1m ・前方部幅約 27m ・2 段築成 ・盾形の濠が巡る
保存状況	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘及び濠が良好に保存されている ・墳丘端で浸食が進む 	<ul style="list-style-type: none"> ・後円部は頂部の一部が削平されているが、比較的良好に残っている ・濠は埋没している ・墳丘表土が流失している 	<ul style="list-style-type: none"> ・濠は埋没している ・前方部は削平されている
古墳特性	<ul style="list-style-type: none"> ・5 世紀前半の築造 ・東側に善右エ門山古墳を配置 ・市民運動によって保存された経緯がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 世紀中頃から後半の築造 ・南側に狐塚古墳を配置(墳丘削平) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 世紀中頃の築造 ・仁徳天皇陵古墳の陪冢と考えられている
出土品	<ul style="list-style-type: none"> ・衝角付冑型埴輪(市指定文化財)が出土 ・円筒埴輪、朝顔形埴輪 ・副葬品は不明 	<ul style="list-style-type: none"> ・副葬品などの詳細は不明 ・円筒埴輪、朝顔形埴輪、形象埴輪 ・葺石の検出 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳頂部で短甲片が採集 ・周濠からは円筒埴輪、朝顔形埴輪、蓋形埴輪、須恵器などが出土
所有者	・堺市	・堺市	・堺市
第3種地区の有無	・無	・有	・有
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 阪和線百舌鳥駅の東南に位置している ・JR 阪和線に近接 ・北側にいたすけ公園が接する 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 阪和線百舌鳥駅の駅前に位置している ・JR 阪和線に近接 ・大仙公園事業予定地に位置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 阪和線百舌鳥駅に近接 ・大仙公園に位置する
隣接状況	<ul style="list-style-type: none"> ・一部住宅が隣接している他は、道路や公園に囲まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ・後円部の一部が道路に隣接している以外は、住宅に囲まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳周囲は道路が巡っている。
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳周辺には、公園や堤などの眺望空間があり、濠が引き空間となって、整美な前方後円墳を望むことができる。 ・墳丘に樹木が繁茂し、形態が認識しづらい。 ・造成時の橋が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘全体が良好に残っているが、周囲を住宅に囲まれ、墳丘上にも樹木が繁茂しているため、形態が認識できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘頂部と前方部が削平されているため、低い円墳に見える
古墳の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘上の樹木・竹繁茂 ・墳丘端の浸食 ・文字のみの石製解説板設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設がない(一部設置) ・墳丘裾にコンクリートブロックの構造物が残る ・文字のみの石製解説板設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・前方部と周濠をカラー舗装で明示した仮整備が完了 ・解説板設置

	④ 塚廻古墳	⑤ 文珠塚古墳	⑥ 丸保山古墳
古墳規模・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・円墳 ・径約 32m ・高さ 4.2m ・周濠が巡る 	<ul style="list-style-type: none"> ・前方後円墳 ・墳丘：全長約 58m ・後円部径約 30m、 ・後円部高さ約 5m、 ・前方部幅約 30m、 ・前方部高さ約 4.5m ・周囲には濠がなく、後円部側のみ掘り割りが設けられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・帆立貝形前方後円墳 ・墳丘：全長約 87m ・後円部径約 60m、 ・前方部幅約 40m ・周囲には一重の濠が巡っている
保存状況	<ul style="list-style-type: none"> ・周濠は埋没している ・墳丘表土が流失している 	<ul style="list-style-type: none"> ・前方部は一部削平されている ・墳丘表土が流失している 	<ul style="list-style-type: none"> ・前方部上部は削平されている
古墳特性	<ul style="list-style-type: none"> ・5世紀前半の築造 ・仁徳天皇陵古墳周囲の中小古墳 	<ul style="list-style-type: none"> ・5世紀の築造 ・他の主要な古墳と異なり、百済川左岸の急峻な台地上に立地 	<ul style="list-style-type: none"> ・5世紀中頃の築造 ・仁徳天皇陵古墳周囲の中小古墳
出土品	<ul style="list-style-type: none"> ・木棺の主体部が発見 ・銅鏡2面や刀剣、多数の玉類（勾玉、管玉、白玉など）が多数出土 ・円筒埴輪、須恵器 	<ul style="list-style-type: none"> ・副葬品は不明 ・5世紀代の須恵質の埴輪が出土 ・円筒埴輪、形象埴輪 	<ul style="list-style-type: none"> ・副葬品などの詳細は不明 ・円筒埴輪が出土
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市 	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市 	<ul style="list-style-type: none"> ・後円部は宮内庁 ・前方部及び濠は堺市
第3種地区の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・有 	<ul style="list-style-type: none"> ・無 	<ul style="list-style-type: none"> ・無
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 阪和線百舌鳥駅と三国ヶ丘駅の間位置している ・仁徳天皇陵古墳の東側に位置している ・大仙公園事業予定地に位置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・百舌鳥古墳群の南端付近に位置し、他の主要な古墳から少し離れた場所に位置している 	<ul style="list-style-type: none"> ・仁徳天皇陵古墳西側に位置し、国道 310 号線からもアクセスしやすい ・大仙公園事業予定地に位置する
隣接状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や駐車場に囲まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ・南面の道路以外は、住宅に囲まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳周囲には道路が巡っている
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘上に樹木が繁茂し、形態が認識しづらい ・墳丘上からは、仁徳天皇陵古墳の稜線が認識できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・南面する道路からは、古墳全体が認識できる ・墳丘上に樹木が繁茂し、形態が認識しづらい ・墳丘上からは履中天皇陵古墳が眺望できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・外周の道路や濠により古墳自体は認識しやすい ・墳丘上に樹木が繁茂し、形態が認識しづらい
古墳の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・公道への接道範囲が狭く、維持管理や見学に支障がある ・フェンスに解説板設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・北側の宅地境界には、3m程度の段差がある ・文字のみの石製解説板設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・濠外周部や後円部で浸食が進む ・前方部に指定前の建物基礎等が残る ・フェンスに解説板設置 ・南西部に祠がたつ

	⑦ 乳岡古墳	⑧ 御廟表塚古墳	⑨ ドンチャ山古墳
古墳規模・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・前方後円墳 ・墳丘：全長約 155m ・後円部径約 94m、 ・後円部高さ約 14m ・3 段築成 ・周濠が巡る 	<ul style="list-style-type: none"> ・帆立貝形前方後円墳 ・墳丘：全長 84.8m ・後円部径 67.6m、 ・後円部高 6.6m ・前方部幅 32.0m、 ・2 段築成 ・周濠が巡る ・埴輪列 	<ul style="list-style-type: none"> ・円墳 ・径約 26m ・高さ 2.2m ・2 段築成
保存状況	<ul style="list-style-type: none"> ・前方部の大半が削られている ・周濠も埋没している ・墳丘表土が流失している 	<ul style="list-style-type: none"> ・前方部は削られている ・周濠の大半は埋没している ・墳丘表土が流失している 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の高さが低く、視認が困難
古墳特性	<ul style="list-style-type: none"> ・4 世紀末頃の築造と考えられ、百舌鳥古墳群では最初に造られた大型前方後円墳 ・他の前方後円墳よりやや低い位置に築かれている 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 世紀後半の築造 	<ul style="list-style-type: none"> ・6 世紀前半の築造 ・美濃川北岸の台地上に立地
出土品	<ul style="list-style-type: none"> ・長持形石棺が検出（後円部中央） ・碧玉製石製品／鍬形石（3 個体）、車輪石（18 個体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・円筒埴輪 	<ul style="list-style-type: none"> ・埴輪、須恵器
所有者	・堺市	・堺市	・堺市
第 3 種地区の有無	・有	・有	・無
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・百舌鳥古墳群の南西部に位置し、他の主要な古墳から離れた場所に位置している ・主要地方道狭山線に近接している 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海高野線中百舌鳥駅と地下鉄御堂筋線なかもず駅に近接 ・西高野街道に接する ・百舌鳥のくす（府指定）が東側に隣接 	<ul style="list-style-type: none"> ・陵南中央公園に立地 ・百舌鳥古墳群の南端に位置し、他の主要な古墳から少し離れた場所に位置する
隣接状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地や工場に囲まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ・北側の一部が道路に接している以外は、駐車場や住宅に囲まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内にあり、周囲には園路が巡る
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や工場に囲まれ、古墳自体認識しづらい ・墳丘上からは履中天皇陵古墳が眺望できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘頂部の一部が削平されているため、低い墳丘に見える ・墳丘頂部から履中天皇陵古墳とニサンザイ古墳がわずかに眺望できる ・墳丘上に樹木が繁茂し、形態が認識しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺は公園造成の盛土により旧地形の把握が困難 ・正楽寺山古墳と一体的な景観をなす
古墳の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘西側が急斜面をなし崩落の危険がある ・公道への接道範囲が狭く、維持管理や見学に支障がある ・墳頂部の石棺を覆うコンクリートが老朽化 ・フェンスに解説板設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・濠周辺の竹林繁茂 ・墳丘上の樹木繁茂 ・後円部西側に防草シートが張られ、排水設備がない ・墳丘端の浸食 ・墳丘は公開され解説板設置済 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘西側及び南側には園路が設置されている ・解説板がなく古墳と認識できない

	⑩ 正楽寺山古墳	⑪ 鏡塚古墳	⑫ 善右工門山古墳
古墳規模・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・円墳 ・径約 16m ・高さ 1.4m ・2 段築成 	<ul style="list-style-type: none"> ・円墳 ・径約 26m ・高さ 1.2m 	<ul style="list-style-type: none"> ・方墳 ・一辺 28m ・高さ 2.4m ・2 段築成 ・埴輪列
保存状況	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の高さが低く、視認が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・周濠は埋没している ・墳丘の一部は削られている 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘南側は削られている
古墳特性	<ul style="list-style-type: none"> ・6 世紀前半の築造 ・美濃川北岸の台地上に立地 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 世紀中頃の築造 ・仁徳天皇陵古墳周囲の中小古墳 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 世紀前半の築造 ・いたすけ古墳周囲の中小古墳
出土品	<ul style="list-style-type: none"> ・須恵器 	<ul style="list-style-type: none"> ・円筒埴輪、朝顔形埴輪、須恵器 	<ul style="list-style-type: none"> ・円筒埴輪、朝顔形埴輪、須恵器
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市 	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市 ・民間 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間
第 3 種地区の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・無 	<ul style="list-style-type: none"> ・有 	<ul style="list-style-type: none"> ・有
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・陵南中央公園に立地 ・百舌鳥古墳群の南端に位置し、他の主要な古墳から少し離れた場所に位置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 阪和線百舌鳥駅と三国ヶ丘駅の間に位置している ・仁徳天皇陵古墳東側、JR 阪和線沿いに近接 ・大仙公園事業予定地に位置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ古墳の外堤と接する
隣接状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内にあり、周囲には園路が巡る ・東側は道路に接する 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設内に立地する ・東側は道路に接する 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設内に立地する ・北側と南側は道路に接する
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺は公園造成の盛土により旧地形の把握が困難 ・ドンチャ山古墳と一体的な景観をなす 	<ul style="list-style-type: none"> ・区画整理の盛土により、墳頂部のみ露出し、古墳と認識が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ古墳との間に道路と住宅があり、景観が遮断されている
古墳の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘南側にパーゴラが設置されている ・解説板がなく古墳と認識できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設内に立地し、見学方法の検討が必要 ・解説板設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設内にあり、道路から見学する工夫が必要 ・フェンスに解説板設置

	⑬ 銭塚古墳	⑭ グワシヨウ坊古墳	⑮ 旗塚古墳
古墳規模・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・帆立貝形前方後円墳 ・墳丘：全長72m ・後円部径54m、 ・前方部幅約44m 	<ul style="list-style-type: none"> ・円墳 ・径約61m、 ・高さ約3.7m、 ・2段築成 ・周囲には濠が巡り、葺石と埴輪がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・前方後円墳 ・帆立貝形の平面形態 ・墳丘：全長約53.8m ・後円部径約41m、 ・後円部高さ3.8m、 ・前方部幅約21m、 ・高さ約1.3m ・2段築成 ・前方部を西に向け濠が巡っている
保存状況	<ul style="list-style-type: none"> ・後円部2段目上方と前方部は削平されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘上方は削平されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・造り出しは埋没している
古墳特性	<ul style="list-style-type: none"> ・5世紀後半の築造 	<ul style="list-style-type: none"> ・円墳では百舌鳥古墳群の中で最大級 ・独立的に造られた大円墳として、百舌鳥古墳群の構成や変遷を考える上で重要な位置を占めている 	<ul style="list-style-type: none"> ・5世紀中頃の築造
出土品	<ul style="list-style-type: none"> ・副葬品など不明 ・円筒埴輪、須恵器 	<ul style="list-style-type: none"> ・副葬品は不明 ・円筒埴輪、朝顔形埴輪、形象埴輪、須恵器、ミニチュア鉄鍬 	<ul style="list-style-type: none"> ・副葬品は不明 ・円筒埴輪、朝顔形埴輪、石見型・蓋形などの形象埴輪などが出土
所有者	大阪府	堺市	堺市
第3種地区の有無	・無	・無	・有
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の敷地内に位置している ・大仙公園事業予定地に位置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園内に位置し、アクセスしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園内に位置し、アクセスしやすい。
隣接状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の敷地内に立地する 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内にあり、周囲には園路が巡る 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内にあり、周囲には園路が巡る ・南側は道路に接する
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の敷地内にあり、古墳と認識しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘上に樹林が繁茂し、形状が認識できない ・旗塚古墳との間に樹木が繁茂し景観が遮断されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘上に樹林が繁茂し、形状が認識できない。 ・グワシヨウ坊古墳との間に樹木が繁茂し景観が遮断されている
古墳の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の敷地内にあるため、至近で見学できない ・解説板設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備が先行し都市緑化植物園として修景されている。 ・解説板がなく古墳と認識できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備が先行し、都市緑化植物園として修景されている。 ・解説板がなく古墳と認識できない

	⑯ 寺山南山古墳	⑰ 七観音古墳
古墳規模・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・方墳 ・長辺 44.8m ・短辺 36.3 ・高さ 4～5m ・2段築成 ・テラスに埴輪列 ・南側に造り出しをもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・円墳 ・径 32.5m、 ・高さ約 3.0m
保存状況	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘2段目上方は削平されている。 ・周濠と造り出しは埋没している 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘一面にサツキツツジが植栽されている
古墳特性	<ul style="list-style-type: none"> ・5世紀初頭の築造 ・周濠は履中天皇陵古墳の外周溝と共有 ・履中天皇陵古墳周囲の中小古墳 	<ul style="list-style-type: none"> ・5世紀初頭の築造 ・履中天皇陵古墳周囲の中小古墳
出土品	<ul style="list-style-type: none"> ・副葬品は不明 ・円筒埴輪、朝顔形埴輪、形象埴輪、須恵器 	<ul style="list-style-type: none"> ・副葬品は不明 ・円筒埴輪、形象埴輪 ・碧玉製の琴柱形石製品が出土したと伝わる
所有者	・堺市	・堺市
第3種地区の有無	・無	・無
立地特性	・履中天皇陵古墳に面した大仙公園の南西入口付近に位置する。	・履中天皇陵古墳に面した大仙公園の南西入口付近に位置する。
隣接状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内に位置し、南側には公園駐車場が隣接する ・西側は道路に接する 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内に位置し、周囲は舗装された広場
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘上に樹林が繁茂し、形状が認識できない。 ・墳丘上からは履中天皇陵古墳と七観音古墳を眺望できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘上からは履中天皇陵古墳と寺山南山古墳を眺望できる。
古墳の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘が認識できない ・解説板がなく古墳と認識できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・解説板が老朽化

史跡百舌鳥古墳群の調査履歴

番号	古墳名	調査年度	調査主体	調査原因	調査位置	主な遺構	主な遺物	特記事項	編集機関	発行年	書名
1	いたすけ古墳	1969	堺市教育委員会	測量	墳丘	—	—	埴輪、葺石の存在、	堺市教育委員会	1974	『堺市文化財調査報告第2集』
		1972	堺市教育委員会	護岸工事	南側周濠	—	—	地山直上に古墳築造以前の旧表土層を確認	堺市教育委員会	1974	『堺市文化財調査報告第2集』
		1989	堺市教育委員会	地域会館	前方部南側外堤	外堤盛土	円筒埴輪、朝顔形埴輪、土師器	外堤は盛り土による構築。堤下層に布留期の包含層	堺市教育委員会	1990	『堺市文化財調査概要報告』第10冊
		1990	堺市教育委員会	個人住宅	前方部南側外堤	裾	—	古墳に関わる遺構、遺物なし	堺市教育委員会	1991	『平成2年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		1994	堺市教育委員会	下水道管布設	後円部東側外堤、	周濠	円筒埴輪	宅内への引き込み時に円筒埴輪片を採集。善右エ門山古墳に伴う可能性あり	堺市教育委員会	1996	『堺市文化財調査概要報告』第54冊
		1995	堺市教育委員会	下水道管布設	前方部南側外堤	外堤盛土	—	近世の堤のかさ上げ層を確認	堺市教育委員会	1997	『堺市文化財調査概要報告』第64冊
		1999・2000	堺市教育委員会	下水道管布設	南側外堤	外堤盛土	—	近世の堤のかさ上げ層を確認	堺市教育委員会	2001	『堺市文化財調査概要報告』第94冊
2	長塚古墳	1993	堺市教育委員会	個人住宅	後円部北側墳丘裾	—	—	多量の伏流水。古墳に関わる遺構・遺物なし	堺市教育委員会	1994	『平成5年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		1994	堺市教育委員会	個人住宅	前方部西側周濠	周濠、転落葺石	円筒埴輪	前方部側の周濠幅は約14m	堺市教育委員会	1995	『平成6年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2003	堺市教育委員会	水道管布設	後円部東側周濠	周濠	—	周濠外肩・堆積土を確認。	堺市教育委員会	2005	『堺市文化財調査概要報告』第107冊
		2003	堺市教育委員会	内容確認	くびれ部墳丘南側	転落葺石	円筒埴輪	墳丘裾・造り出し上面の削平が甚大	堺市教育委員会	2005	『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2004	堺市教育委員会	内容確認	前方部墳丘南側側面、後円部南～南東側	葺石、テラス痕跡	円筒埴輪、蓋形埴輪	後円部南側調査区で原位置を保つ葺石を検出	堺市教育委員会	2006	『平成17年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2005	堺市教育委員会	フェンス設置	前方部墳丘北側側面	墳丘流出土	円筒埴輪	—	堺市教育委員会	2007	『平成18年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2005	堺市教育委員会	内容確認	前方部墳丘前面、北側側面	テラスの痕跡、転落葺石	円筒埴輪	前方部の下から2段目のテラスの痕跡を確認	堺市教育委員会	2007	『平成18年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2006	堺市教育委員会	内容確認	前方部北側斜面	墳丘盛土	円筒埴輪、蓋形埴輪	前方部北側斜面の葺石は流出し、元位置をとどめるものがない	堺市教育委員会	2008	『百舌鳥古墳群の調査1』
		2007	堺市教育委員会	内容確認	後円部北側斜面	上段斜面葺石の基底石、墳丘盛土	円筒埴輪、朝顔形埴輪、蓋形埴輪、国府型ナイフ形石器	後円部上段斜面とテラスを確認	堺市教育委員会	2009	『百舌鳥古墳群の調査2』
		2009	堺市教育委員会	地中レーダー	墳丘	段築、主体部	—	第1段テラス位置と墳丘残存状況の推定、後円部中央で石材主体部の推定	堺市教育委員会	2011	『百舌鳥古墳群の調査4』
3	収塚古墳	1986	堺市教育委員会	水道管布設	後円部東側周濠	周濠	—	工事立会で周濠堆積土を確認	堺市教育委員会	1989	『堺市文化財調査報告』第43集
		1989	堺市教育委員会	下水道管布設	後円部東側周濠	周濠	円筒埴輪、朝顔形埴輪、蓋形埴輪	周濠外肩を確認	堺市教育委員会	1996	『堺市文化財調査概要報告』第54冊

3	収塚古墳	1997	堺市教育委員会	水道管布設	周濠南側	—	—	古墳に関わる遺構・遺物は検出されなかった	堺市教育委員会	1999	『堺市文化財調査概要報告』第81冊
		2001	堺市教育委員会	内容確認	墳丘南側周濠	周濠	円筒埴輪、蓋形埴輪	墳丘南側の周濠位置を確認	堺市教育委員会	2003	『平成14年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2002	堺市教育委員会	個人住宅	後円部南東側			周濠が調査位置で検出されないことから、当該地は外堤部分と推測	堺市教育委員会	2004	『平成15年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2006	堺市教育委員会	内容確認	前方部北側	前方部裾	円筒埴輪、須恵器器台	前方部北側の墳丘裾を確認	堺市教育委員会	2008	『百舌鳥古墳群の調査1』
		2007	堺市教育委員会	内容確認	前方部西側・北側	前方部北西隅、周濠	円筒埴輪、朝顔形埴輪、須恵器無蓋高杯・器台	前方部北西側の周濠の範囲を確認	堺市教育委員会	2009	『百舌鳥古墳群の調査2』
		2008	堺市教育委員会	内容確認	後円部墳丘、南側くびれ部・後円部北側周濠	後円部1段目テラス埴輪列、周濠	円筒埴輪、朝顔形埴輪、人物埴輪、鉄刀片、須恵器甕		堺市教育委員会	2010	『百舌鳥古墳群の調査3』
		2008・2009	堺市教育委員会	地中レーダ	後円部側、周濠外周	—		後円部をめぐる周濠、北側外周堤と推定	堺市教育委員会	2010	『百舌鳥古墳群の調査3』
		2015	堺市教育委員会	内容確認	前方部西側	周濠・前方部斜面	円筒埴輪、朝顔形埴輪、形象埴輪	前方部北西隅と南西隅を検出し、前方部の形状を確認	堺市教育委員会	2016	『百舌鳥古墳群の調査10』
4	塚廻古墳	1989	堺市教育委員会	下水道管布設	墳丘西側周濠	周濠	円筒埴輪、須恵器	周濠外肩を確認	堺市教育委員会	1996	『堺市文化財調査概要報告』第54冊
		1995	堺市教育委員会	分譲住宅	墳丘南側周濠	周濠		周濠を確認。墳形が円墳であることを確定	堺市教育委員会	2005	『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2004	堺市教育委員会	個人住宅	墳丘東側周濠	周濠外肩		周濠外肩を確認	堺市教育委員会	2005	『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2009	堺市教育委員会	地中レーダ	墳丘・濠	明治時代の発掘跡・堀	—	発掘跡の位置と形状を確認、濠の形状より古墳範囲を確定	堺市教育委員会	2010	『百舌鳥古墳群の調査3』
5	文珠塚古墳	1973	堺市教育委員会	測量			埴輪	埴輪片採集、全長53m、後円部径30m前方部幅52m規模推測	堺市教育委員会	1974	『堺市文化財調査報告第2集』
		2004	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘北側		円筒埴輪・形象埴輪	初めて円筒埴輪の存在を確認	堺市教育委員会	2005	『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2005	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘東側周濠	掘り割り	円筒埴輪・形象埴輪	後円部の背面を囲う掘り割り状の遺構を確認。各調査区から埴輪が出土	堺市教育委員会	2006	『平成17年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2006	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘西側・北側	墳丘テラス・溝	円筒埴輪・形象埴輪・須恵器	前方部前面を区切る溝と前方部前端を確認。各調査区から埴輪が出土	堺市教育委員会	2007	『平成18年度国庫補助事業発掘調査報告書』
		2007	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘前方部南側	—	円筒埴輪	築造時の地山成形を確認	堺市教育委員会	2008	『百舌鳥古墳群の調査1』
		2008	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘後円部南側	—	円筒埴輪・瓦・瓦器	墳丘が中世期に改変されていたことを確認。	堺市教育委員会	2009	『百舌鳥古墳群の調査2』
		2009	堺市教育委員会	地中レーダ	墳丘・墳丘周囲	段築、掘り割り状遺構	—	段築の残存箇所等を推定。墳丘周りの掘り割り状遺構の分布状況を推定。	堺市教育委員会	2011	『百舌鳥古墳群の調査4』
6	丸保山古墳										
7	乳岡古墳	1972	堺市教育委員会	内容確認	後円部	石棺	埴輪・楕形石・車輪石	長持形石棺、昭和49年史跡指定	堺市教育委員会	2008	『百舌鳥古墳群の調査1』
		1985	堺市教育委員会	試掘範囲確認	後円部西側	濠	埴輪・須恵器・土師器・瓦器・土師質土器等	濠は底さらえが古い段階に行われ、裾部検出できず。濠幅は32m。	堺市教育委員会	1986	『堺市文化財調査報告第25集』

7	乳岡古墳	2009	堺市教育委員会	水道管敷設	前方部周濠外周	—	—	へドロ状堆積の検出	堺市教育委員会	2011	『堺市文化財調査概要報告』第133冊	
		2009	堺市教育委員会	地中レ一ダー				三段築成を推定	堺市教育委員会	2010	『百舌鳥古墳群の調査3』	
8	御廟表塚古墳	1987	堺市教育委員会	駐車場整備	後円部南東側周濠	周濠	埴輪・瓦器・土師質土器	周濠の幅約9.6m、深さ約1.45m、中近世に底さらえ	堺市教育委員会	1988	『昭和62年度国庫補助事業発掘調査報告書』	
		1994	堺市教育委員会	試掘範囲確認	前方部南側濠	濠		当該古墳の範囲と周濠の範囲を復元	堺市教育委員会	2008	『百舌鳥古墳群の調査1』	
		1999	堺市教育委員会	立会	前方部墳丘・堀	埴輪列	円筒埴輪		当該古墳の範囲と周濠の範囲を復元	堺市教育委員会	2008	『百舌鳥古墳群の調査1』
		2008	堺市教育委員会	地中レ一ダー	後円部墳丘、後円部側濠			後円部の段築が遺存、後円部側の濠の形状を把握し古墳範囲を推定	堺市教育委員会	2010	『百舌鳥古墳群の調査3』	
		2012	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘、主濠外周北東側	葺石、磔敷き、埴輪列、瓦質土器集積	埴輪・瓦質土器・陶磁器	第2段斜面葺石と第1段テラス磔敷き・埴輪列、前方部の埴輪列、濠外肩を検出。	堺市教育委員会	2013	『百舌鳥古墳群の調査7』	
9	ドンチャ山古墳	1983	堺市教育委員会	公園整備	周濠、外周	墳丘裾	埴輪・須恵器	墳丘盛土	堺市教育委員会	1986	『堺市文化財調査報告第25集』	
		2009	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘	—	須恵器、瓦質土器、陶磁器、瓦	鱗状層序の墳丘盛土を確認。墳丘は15世紀までに方形に切取。	堺市教育委員会	2011	『百舌鳥古墳群の調査4』	
10	正楽寺山古墳	1983	堺市教育委員会	公園整備	周濠、外周	—	須恵器	後世の堆積土に覆われ古墳封土の検出は困難	堺市教育委員会	1986	『堺市文化財調査報告第25集』	
		2009	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘	—	須恵器、瓦	墳丘盛土、墓壇掘方と思われる断面を観察。ドンチャ山と同じく切取されている。	堺市教育委員会	2011	『百舌鳥古墳群の調査4』	
11	鏡塚古墳	1994	堺市教育委員会	店舗	北東～南側周濠	周濠	円筒埴輪、朝顔形埴輪	周濠を確認。墳丘測量図作成	堺市教育委員会	1996	『平成7年度国庫補助事業発掘調査報告』	
		1995	堺市教育委員会	店舗	墳丘、南西側周濠	周濠、流出葺石	円筒埴輪、朝顔形埴輪、須恵器	鏡塚古墳が直径約26mの円墳であることを確認	堺市教育委員会	1996	『平成7年度国庫補助事業発掘調査報告』	
12	善右エ門山古墳	1987	堺市教育委員会	水道管布設	墳丘北側			周濠か水路の堆積層を確認	堺市教育委員会	1989	『堺市文化財調査報告』第43集	
		1994	堺市教育委員会	下水道管布設	墳丘西側・北側		円筒埴輪	周濠は未確認。宅内引き込み時に採集された円筒埴輪は当古墳に伴う可能性あり	堺市教育委員会	1996	『堺市文化財調査概要報告』第54冊	
		2000	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘	円筒埴輪列・テラス面のバラス敷き	円筒埴輪、朝顔形埴輪、須恵器杯蓋・壺、陶磁器	一辺28mの2段築成の方墳に復元。墳丘高は1.5m程度。円筒埴輪列は2mおき。	堺市教育委員会	2012	『百舌鳥古墳群の調査6』	
		2003	堺市教育委員会	内容確認	墳丘	南西部円筒埴輪列	円筒埴輪	方形に巡る円筒埴輪列の1本を検出。樹立の間隔は2m	堺市教育委員会	2005	『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』	
13	銭塚古墳	1981	大阪府教育委員会	養護学校	周濠	周濠	円筒埴輪	各所で周濠の痕跡と考えられる落ち込みを確認				
		2007	大阪府教育委員会	養護学校	周濠、後円部墳丘	周濠、原位置を保つ円筒埴輪列	円筒埴輪	周濠の痕跡は非常に浅い。後円部1段目テラスより円筒埴輪列を確認	大阪府教育委員会	2009	『銭塚古墳』	
14	グワショウ坊古墳	2007	堺市教育委員会	内容確認	周濠周囲、墳丘法面精査	周濠外肩か	円筒埴輪、須恵器蓋杯身	周濠は現況より一回り大きい可能性	堺市教育委員会	2008	『百舌鳥古墳群の調査1』	

14	グワ ンョ ウ坊 古墳	2008	堺市教育 委員会	地中レ ーダ	周濠外周東側	—	—	公園造成前の地形が残の可能性	堺市教育 委員会	2009	『百舌鳥古墳群の調査2』
		2008	堺市教育 委員会	内容確 認	墳丘、周濠、周濠周囲	墳丘盛土、周濠外肩	円筒埴輪、朝顔形埴輪、蓋形 埴輪、靱形埴輪、家形埴輪、 須恵器・壺、ミニチュア鉄鍬	墳丘は土壌ブロックによる盛土。墳丘・周 濠は卵形を呈する模様	堺市教育 委員会	2009	『百舌鳥古墳群の調査2』
15	旗塚 古墳	1985	堺市教育 委員会	公園内 墳丘裾 部護岸 工事	墳丘裾	転落葺石	石見型埴輪、蓋形埴輪、円筒 埴輪	工事立会による遺物採集。古式の石見型 埴輪が出土	堺市教育 委員会	1988	『堺市文化財調査報告』 第39集
		2007	堺市教育 委員会	内容確 認	西側・東側外堤		円筒埴輪	古墳に関わる遺構なし	堺市教育 委員会	2008	『百舌鳥古墳群の調査1』
		2008	堺市教育 委員会	地中レ ーダ	周濠西・南・東	墳丘推定復元、葺石 の存在	—	今後の範囲確認調査実施重点箇所の指 摘	堺市教育 委員会	2011	『百舌鳥古墳群の調査4』
		2008	堺市教育 委員会	内容確 認	周濠	周濠	円筒埴輪、朝顔形埴輪、石見 型埴輪、靱形埴輪、蓋形埴 輪、須恵器甕・高杯	各所で周濠外肩を検出。堤側にも埴輪 列・葺石が施された可能性が高い	堺市教育 委員会	2011	『百舌鳥古墳群の調査4』
16	寺山 南山 古墳	1999	堺市教育 委員会	内容確 認	周濠	周濠	円筒埴輪、土師器飯蛸壺	墳丘の北東・南東側で濠を検出	堺市教育 委員会	2012	『百舌鳥古墳群の調査6』
		2000	堺市教育 委員会	内容確 認	墳丘・周濠	円筒埴輪列、流出葺 石	円筒埴輪、須恵器	円筒埴輪は野焼き焼成品が主体。須恵器 は出現期のもの	堺市教育 委員会	2002	『平成13年度国庫補助 事業発掘調査報告書』
		2008	堺市教育 委員会	内容確 認	墳丘北西隅部	1段目テラス埴輪列	円筒埴輪、朝顔形埴輪、唐津 皿	下段斜面と1段目テラスを確認。方墳と確 定	堺市教育 委員会	2010	『百舌鳥古墳群の調査3』
		2010	堺市教育 委員会	内容確 認	墳丘、周濠	上段斜面・下段斜面 葺石・円筒埴輪列	円筒埴輪、家形埴輪、陶磁 器、瓦	墳丘は44.8 m × 36.3 mの長方形に復 元。	堺市教育 委員会	2012	『百舌鳥古墳群の調査6』
		2016	堺市教育 委員会	内容確 認	墳丘、周濠	上段斜面・下段斜面 葺石・円筒埴輪列・ 造り出し・周濠	円筒埴輪・形象埴輪	東辺に造り出しを確認。墳丘斜面平坦面 から冨形埴輪と家形埴輪が出土			2017年度刊行予定
17	七観音 古墳	1983	堺市教育 委員会	公園整 備	墳丘周囲	墳丘盛土	円筒埴輪、蓋形埴輪	円墳とすれば、直径32.5 m 周濠の痕跡 は確認できず	堺市教育 委員会	2008	『百舌鳥古墳群の調査1』

第4章 基本方針

(1) 基本理念と基本方針

① 国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画の基本方針

本計画の上位計画である保存管理計画で示された整備と公開活用の基本方針は、以下のとおりである。

【整備の基本方針】

[本質的価値の確認]

- ・整備は発掘調査などの学術調査や墳丘形状、植生状況を踏まえ実施する。

[保存管理]

- ・墳丘や周濠など史跡の諸要素を適切に保存管理するとともに、必要に応じて保存のための整備を行う。保存のための緊急的な措置は、その後の本格整備を考慮し、支障とならない範囲で実施する。

[環境]

- ・古墳群としての一体性が理解できるよう、地形や環境が連続的に眺望できる環境整備の実施を目指す。

[施設]

- ・各施設の整備には、史跡として本質的理解を助け、良好な景観形成に資するよう留意する。
- ・史跡の本質的価値をわかりやすく伝えるため、復元や遺構表示、解説板設置など、必要に応じて方法を検討する。
- ・周囲の住居等の環境に配慮しつつ公開範囲を設定し、園路や階段を整備して来訪者を安全かつ円滑に誘導する。

【公開活用の基本方針】

- ・周辺の自然環境や歴史文化資源と有機的に結びついた活用を進める。
- ・住民に親しまれる多面的活用を図る。
- ・学校教育や生涯学習に資する場として提供する。
- ・公開活用は住民と協働を図り実施する。

② 本計画の基本理念と基本方針

本計画は上記の保存管理計画の基本方針に基づき、住民に愛着をもって親しまれる史跡の姿を具現化すべく整備の基本理念と方針を次のとおり設定する。

【基本理念】

- ・わが国を代表する歴史遺産として史跡百舌鳥古墳群の保存と公開活用に努める。
- ・魅力あるまちづくりに寄与するため、整備や公開活用は住民と協働を図り、住民に親しまれる史跡をめざす。

【基本方針】

- 史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に未来へ継承する。
 - ・適切な遺構の保存処置や損壊対策を含めた保存整備を検討する。
 - ・整備や修復のための調査研究を深め、その結果に基づき史跡の本質的価値がわかりやすい整備を行うとともに様々な手段によって情報発信に努める。築造当初の姿は、復元のほかに説明板や模型の設置など、来訪者にわかりやすい展示の方法を検討する。
 - ・保存のために行う緊急的な措置は、その後の整備の支障とならない範囲で実施する。
- 古墳の存在感を高め、古墳群の一体的景観を形成する。
 - ・墳丘上の樹木整理や周辺整備により、古墳の稜線や古墳の連なりを明確にし、地形や環境が連続的に眺望できる整備を行う。
 - ・周囲の環境に配慮しつつ、サインは古墳群のまとまりを伝えるようデザインを統一するとともに、動線計画に基づいた来訪者支援の充実を図る。
 - ・現況の形状や植生の状況を踏まえて整備を行うとともに、周囲の住宅等に配慮して公開範囲を設定する。
- 住民との協働を図り、古墳を舞台にした憩いや学習の交流拠点を創造する。
 - ・発掘調査も含め整備にあたっては、住民が参加できるよう工夫する。
 - ・古墳群を体感する場として、必要に応じた多角的な整備を進める。
 - ・地域の誇りとして、住民に親しまれる身近な古墳として整備する。
 - ・堺の魅力を伝える場、また地域の歴史文化・自然学習の場として活用する。

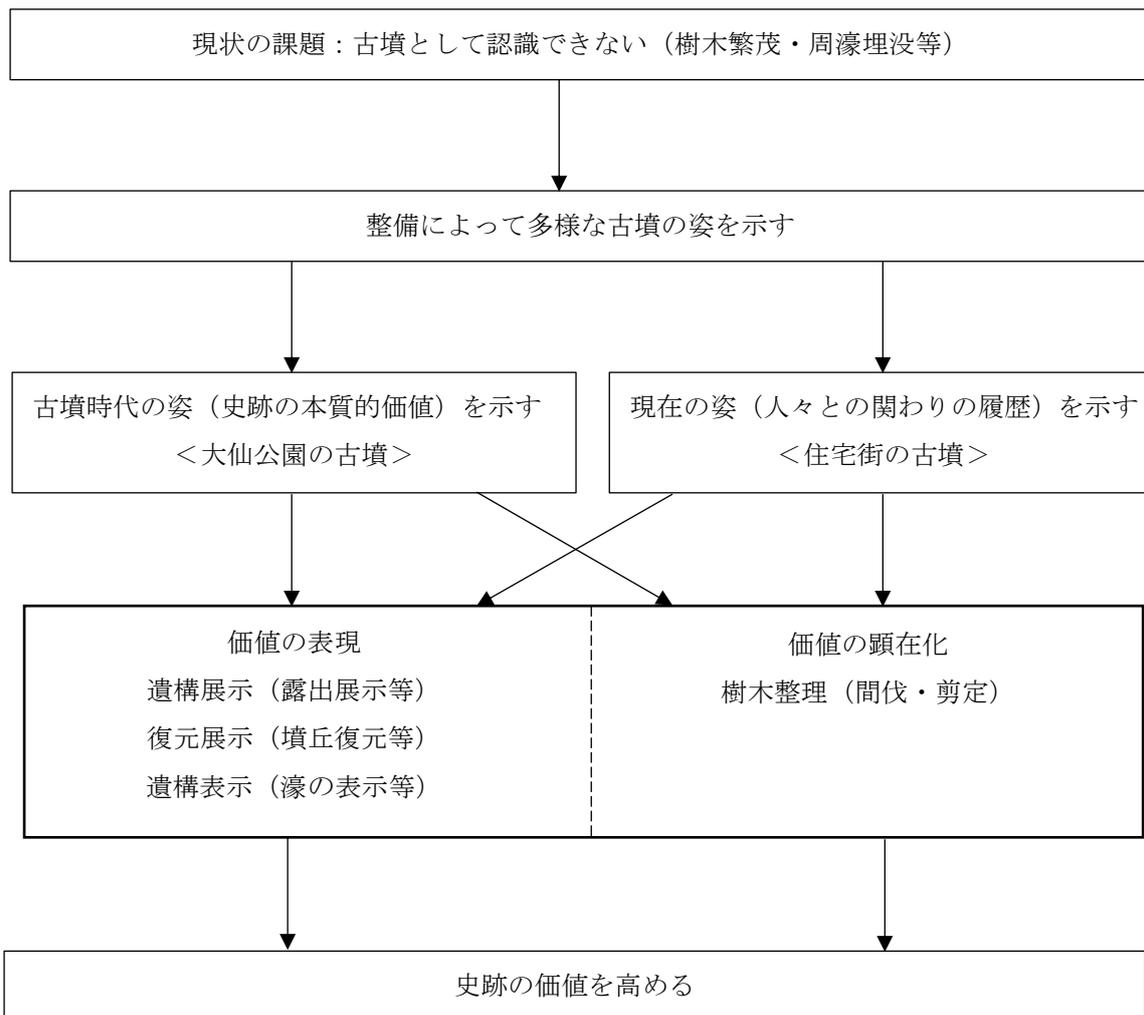
(2) 整備の方向性

史跡百舌鳥古墳群の中には墳丘が樹木で覆われ、一部は削平されていたり、解説板がないなど古墳と認識することが困難なものもある。そこで樹木整理や墳丘の保護処置によって保存のための整備を行うとともに、来訪者が史跡の価値を正確に知り、理解を深めるための活用に向けた整備も行う必要がある。整備は群として統一された方針で進めるが、画一的な整備ではなく、史跡の本質的価値を示す築造当時の姿や長期間にわたる人々との関わりの履歴を示す現在の姿など、個々の特性を活かした多様な古墳の姿を整備し、百舌鳥古墳群の価値を高めていくことが重要である。

なかでも百舌鳥古墳群の中央に位置する大仙公園は、仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳と接するとともに、様々な形や規模の古墳を内包している。特に公園内の谷状旧地形に沿って並ぶ古墳群は、整備によって古墳が連なる景観を創出し、来訪者に史跡の本質的価値を目に見える形で示すことが可能である。したがって大仙公園内の史跡は、墳丘を復元したり周濠を表示するなど築造時の姿を示す整備を行い、来訪者が史跡の価値を現地で体感できることを目指す。

ただし、墳丘等の復元展示は来訪者が築造時の姿をイメージしやすくなるため、調査成果など十分に検討したうえで、特質を最大限に伝えることができる場所を的確に選択する必要がある。すなわち史跡百舌鳥古墳群では、巨大古墳と様々な規模や形の古墳について理解できる場所が復元展示に最も効果的である。

一方で、住宅街に点在する古墳は、長期間にわたって人々の暮らしと共存してきた証左であり、現在の姿は人々との関わりの履歴を示すものとして重要である。また、住宅街における貴重な緑地空間を形成しているため、緑地としての機能にも配慮する必要がある。したがって、住宅街に点在する古墳は、緑地を維持しつつ間伐や剪定によって古墳の存在感を高めることを目指す。



整備の方向性

(3) 整備の進め方

本計画が対象とする古墳を取り巻く環境は多様で、さまざまな課題がある。公有地の公園内に位置するものや、市街地にあり近隣住民の住環境に配慮を要するもの、公道からの接道範囲が狭小で整備や公開活用が困難なもの、私有地にあり公有化や追加指定に時間を要するものなど古墳ごとに整備の諸条件が異なる。

また、史跡には平成31年度登録を目指している世界文化遺産の構成資産も含まれ、登録後は世界遺産の方針にも則った整備が求められると予想される。したがって整備は短期間に一律に実施するのではなく、状況変化に柔軟に対応するため段階的に進めていく必要がある。

そこで、計画期間を短期・中期・長期に区分し、短期整備を第1期整備とする。短期整備は世界遺産登録の状況変化を見据えた概ね5年間を対象期間とする。中期以降の事業は、課題解決の進捗状況を確認し、保存状況や調査研究、公開整備の学術的な進展、世界文化遺産登録など社会情勢の変化など必要に応じて、内容等を検討する。これらの検討を踏まえ、第1期整備事業終了までに第2期整備基本計画を策定したうえで中期以降の事業を実施する。

なお中期以降に整備予定の古墳では、確認調査や追加指定等、整備に向けて諸条件を整える取り組みを進めるとともに、可能な限り暫定的または部分的な整備や公開を行う。諸条件が整い次第、計画を繰り上げて整備することも検討する。また遺構の保存上、緊急を要する整備や既存整備の修復等は適宜実施する。

- ・保存上の緊急課題に対応
- ・整備条件が整う（公有化の進展、調査成果の蓄積、周辺の状況変化）
- ・整備効果が高い（価値の理解促進）

	短期（第1期整備）	中期（第2期整備）	長期（第3期整備）
	平成30～34年度	平成35～44年度	平成45年度～
対象古墳	御廟表塚古墳、 寺山南山古墳 (計2基)	いたすけ古墳、収塚古墳、文珠塚古墳、 ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、グワ ショウ坊古墳、旗塚古墳、七観音古墳 (計8基)	長塚古墳、塚廻古墳、丸 保山古墳、乳岡古墳、鏡 塚古墳、善右エ衛門山古 墳、銭塚古墳 (計7基)
全	解説板設置、周遊路整 備、ガイドンス整備	周遊路整備	再整備検討
体	確認調査、追加指定、公有化、仮整備、保存のための緊急整備、既存整備の修復、防災整備等は適宜実施		
整備計画	平成29年度 計画策定（第1期）	平成34年度 計画策定（第2期）	

整備の進め方

① 短期事業計画（概ね5年間）

短期事業計画で整備を進める古墳は、保存に緊急性を要する古墳や公有化が進展し、調査成果も蓄積しているなど整備条件が整っている古墳、史跡の価値の理解に効果的な古墳を優先的に抽出する。前者については御廟表塚古墳、後者については寺山南山古墳を対象とする。

あわせて計画地内全体に対しても整備を進める。まず、世界文化遺産登録に伴い予想される来訪者の増加に備え、誘導サインや解説板等の施設を設置し、大仙公園内にはガイダンス施設を建設する。

8. 御廟表塚古墳
平成28年度の公有化以前から墳丘は緑の広場として公開され、百舌鳥古墳群の中で墳丘に上がることができる数少ない古墳であると同時に、住宅街における貴重な緑地空間を形成している。しかし、遊歩道や柵が設置されているものの老朽化が進み、墳丘には樹木が繁茂するなど公開の継続には問題が生じている。公有化を機に、植生の管理をはじめ、より適切な遺構保存を図ったうえで、価値を顕在化させ、公開を継続するための整備を行う。
16. 寺山南山古墳
履中天皇陵古墳周囲の中小古墳の一つであり、発掘調査により造り出しをもつ2段築成の方墳であることが明らかとなっているが、墳丘に樹木が繁茂し、古墳の形が全く視認できない。大仙公園にあり、周辺では履中天皇陵古墳ビュースポットや大仙公園（上野芝地区）などの公園整備が進んでいる。墳丘を復元することによって、規模や形態など主墳と対比でき、史跡の本質的価値を現地体感できるなど効果も高いため、整備を行う。

② 中期事業計画（概ね10年間）

中期以降の事業は、課題解決の進捗状況を確認し、調査研究や公開整備の学術的な進展、世界遺産登録など社会情勢の変化に加え、第1期整備の進捗状況や効果等を顧みて本計画を再検討し、第1期整備事業終了までに第2期整備基本計画を策定したうえで事業を実施する。したがって対象とする古墳も第2期整備基本計画において再検討を要すが、基本的には公有化が完了している公園内の古墳やいたすけ古墳、文珠塚古墳を対象とする。

③ 長期事業計画

長期事業計画では、新たに対象とする古墳の調査や追加指定及び公有化を進めつつ、継続的に整備を行う。また、管理や活用において住民との協働をさらに充実させるとともに、古墳を中心とした「歴史文化のまち・堺」の魅力向上につながる整備を行う。

一方、中期事業計画までに整備を終えた古墳の経過観察を行い、必要に応じて再整備についても検討する。

整備事業工程

	第1期整備基本計画策定		第1期					第2期									第3期		
			短期					中期									長期		
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46~
1	いたすけ古墳	環境整備						調査・整備											
2	長塚古墳																		
3	収塚古墳	仮整備						調査・追加指定・整備											
4	塚廻古墳																		
5	文珠塚古墳							調査・整備											
6	丸保山古墳																		
7	乳岡古墳	公有化																	
8	御廟表塚古墳	公有化	環境整備	確認調査	報告書作成	設計	工事												
9	ドンチャ山古墳							整備											
10	正楽寺山古墳							整備											
11	鏡塚古墳																		
12	善右エ門山古墳																		
13	銭塚古墳																		
14	グワショウ坊古墳							調査・整備											
15	旗塚古墳							調査・整備											
16	寺山南山古墳	確認調査	報告書作成	設計	工事														
17	七観音古墳							調査・整備											

第5章 整備基本計画

(1) 遺構保存および地形造成に関する計画

史跡を確実に保存し次世代へ継承していくためには、各古墳の状況に応じて適切な遺構保存を行う必要がある。古墳群全体の共通方針として、遺構ごとに遺構保存の方針を定める。

ただし、遺構の種類に関わらず、遺構が地表に表出している場合は、覆土による保護や薬剤塗布など保存処理を施し、遺構が地下に埋蔵されている場合は、発掘調査等により、遺構の状況を確認した上で、保存を図る。いずれの場合も保存処置を行った後は経年変化を観察し、必要に応じて改善を図る。

① 墳丘・堤

墳丘上の樹木は、樹根が及ぼす遺構への影響や倒木の危険性を排除する必要性から、植生の遷移状況を考慮して間伐する。

また、雨水による墳丘の浸食を防ぐため、盛土を施したり地被類を植栽する。植栽は、根が地中深く入り込まず、草丈が長大にならない種類かつ在来種を検討する。盛土や植栽が困難な場合は、土砂と化学繊維を組み合わせた工法によって墳丘を保護するなど、状況に応じて適切な工法を検討する。

なお、大規模な地形造成は行わないが、雨水処理に伴う適度な造成は墳丘の表土流出を防ぐためにも重要である。雨水は既存の排水設備へ集水や導水するための水勾配を確保しつつ、必要に応じて新たな排水系統の設置について検討する。

② 周濠

周濠は滞水した状態の場合、墳丘への浸食を防ぐため、景観に配慮しつつ護岸を設置し、水位を適切に管理する。

(2) 遺構の表現に関する計画

史跡に対する正しい理解を促すため、史跡の価値を古墳の状況に応じて視覚的にわかりやすく遺構を表現する必要がある。遺構の表現には手法として、遺構を露出して展示する遺構展示や遺構を平面的・立体的に表示する遺構表示、遺構を盛土等で復元する復元展示がある。いずれの場合も遺構保存を前提とし、発掘調査や類例調査結果を根拠にして、誤解を与えないように実施する。実施の際には遺構検出位置と保護措置は確実に記録する。なお、遺構の種類ごとの表現方針は次のとおりとする。

① 墳丘

- ・ 墳丘全体に保護盛土を施し、その上面で発掘調査の成果に基づき、遺構の復元、展示、表示を行う。
- ・ 人為的な削平等による損壊部分は、盛土で補い修復する。
- ・ 削平が著しく築造当時の姿が復元できない場合は、その規模や形状を平面的に表示する。

② 埋葬施設

- ・ 露出展示は工法試験調査の結果を十分精査し検討した上で展示に耐えうると判断される場合に、覆屋設置や適切な保存処理等の保護処置を図ったうえで露出展示する。
- ・ 露出展示が困難な場合は、調査成果に基づき、レプリカや類似の材料を用いて調査時の姿を忠実に復元する。復元に用いる素材には、仕上がりの質感や重量感、耐久性などに留意する。
- ・ 表示する場合は、遺構保存した盛土上に舗装や植栽、遺構の写真を焼き付けた陶板、模型等を設置するなどしてその範囲を平面的に実物大で表示する。

③ 葺石

- ・ 露出展示は工法試験調査の結果を十分検討し、保存処理後に行う。
- ・ 復元する場合は、遺構保存した盛土上に同等の石を用いて、調査時の姿を忠実に再現する。
- ・ 表示する場合は、植栽や舗装材の色彩などで葺石の範囲を表示する。

④ 段築及びテラス

- ・ 復元や表示する場合は、発掘調査によって段築の範囲を明確に把握するとともに、墳丘全体をどのようにテラスが巡っていたかを明らかにした上で、植栽、舗装材の色彩などで復元、表示する。

⑤ 埴輪列

- ・復元する場合は、遺構保護した盛土上に埴輪のレプリカを設置する。
- ・埴輪の位置を表示する場合は、植栽や舗装材の色彩、忠実なレプリカの埋め込みなどで位置を表示する。

⑥ 周濠

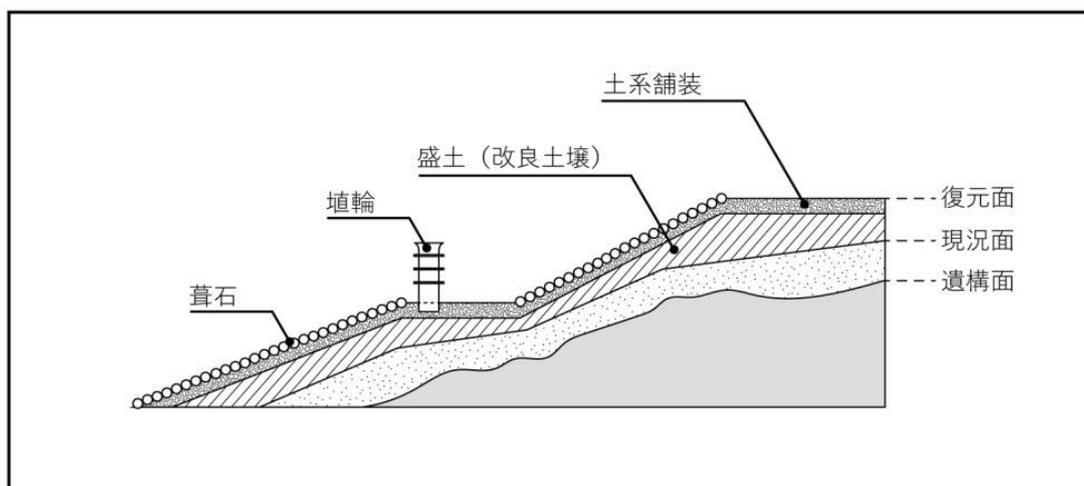
- ・復元する場合は、安全性に配慮し、遺構保存した盛土上に周濠の幅や深さを立体的に復元する。
- ・現在埋没している周濠を表示する場合は、植栽や舗装材の色彩などで平面的に規模と形状を表示する。

⑦ 堤

- ・復元する場合は、堤の規模や高さを立体的に復元する。
- ・表示する場合は、植栽や舗装材の色彩などで平面的に規模と形状を表示する。

⑧ その他の遺構（造り出し、土橋等）

- ・復元する場合は、工法を十分検討し、規模や構造を立体的に復元する。
- ・表示する場合は、植栽や舗装材の色彩などで平面的に規模と形状を表示する。



墳丘復元の断面イメージ

(3) 植生・植栽に関する計画

百舌鳥古墳群は『緑の基本計画』において、塚らしさを象徴する緑のシンボルエリアとして位置付けられるなど、本市の緑を代表する重要な役割を担う。一方で史跡百舌鳥古墳群は広範囲に分布するため、立地条件によって緑の性格は自ずと異なる。そのため、植生・植栽は、まず古墳群全体として目指す緑の方針を立地ごとに設定し、大仙公園は公園内のエリアごとの特性に応じて検討する。

各古墳の植生・植栽の管理は、保存管理計画に基づき実施するが、整備に伴う植生・植栽については遺構保護と眺望確保の観点から指針を定めるとともに、人々を古墳に引き付けるランドマークとしての指針を定める。

① 古墳群全体一立地別の方針

立地別 植生・植栽方針

大仙公園に立地		住宅街に立地
古墳群を核とした塚らしい緑		身近なまちの緑
開けた空間	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘は落葉広葉樹を主体とする明るい林床の疎林とする ・周辺は芝生主体とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の住環境と調和を図る ・墳丘は落葉広葉樹を主体とする明るい林床の疎林とする
疎林の空間	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘は地被類などを植栽する ・周辺は低木を避けるとともに樹木密度を調整し、疎林ごしに墳丘を際立たせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅との隣接部は常緑広葉樹を植栽する

② 各古墳の共通方針

[遺構保護]

- ・新たな植栽は十分な保護層を確保したうえで行う。導入種は古墳時代の植生になじむ花木、あるいは地域の気候風土に適合した在来種の利用に努める。
- ・根が深く入り込むなど遺構に影響を及ぼす樹木や危険木、竹、特定外来生物は除去する。伐採は専門家の指導のもとで実施する。保護層が確保できる場合は抜根するが、確保できない場合は地際での伐採にとどめる。

[眺望確保]

- ・適切な植生管理（間伐・剪定・除草）により、墳丘を顕在化させ、眺望を阻害しない。

[古墳演出]

- ・四季の変化に富んだ風景や固有の風致を楽しめるように、古墳に彩りを添え、本質的価値を高めるとともに人々を惹きつける植栽を検討する。

[生物多様性]

- ・孤立林として偏った生態系にならないように特定の種が繁茂した場合は除去し、多様な生物を育む。
- ・長らく人手の加わっていない古墳の除草は、環境省及び大阪府、堺市のレッドリスト掲載種に対する注意を要する。

(4) 便益施設に関する計画

来訪者が古墳を快適に見学するためには下記に例示する便益施設が必要である。便益施設は既存の施設を利用しつつ、改修や新たに設置する場合は、原則として史跡指定地外かつ追加指定が想定される場所を避けて設置する。やむを得ず指定地内に設置する場合は、遺構を保護した上に設置する。また景観に配慮し、眺望の妨げにならないようデザインや色調、材質、設置場所等は十分な検討を要する。あわせて周辺の関連計画と齟齬をきたさないことを条件とする。

またこれらの施設は点検を行い、計画的な補修等を実施する。

① 休憩施設

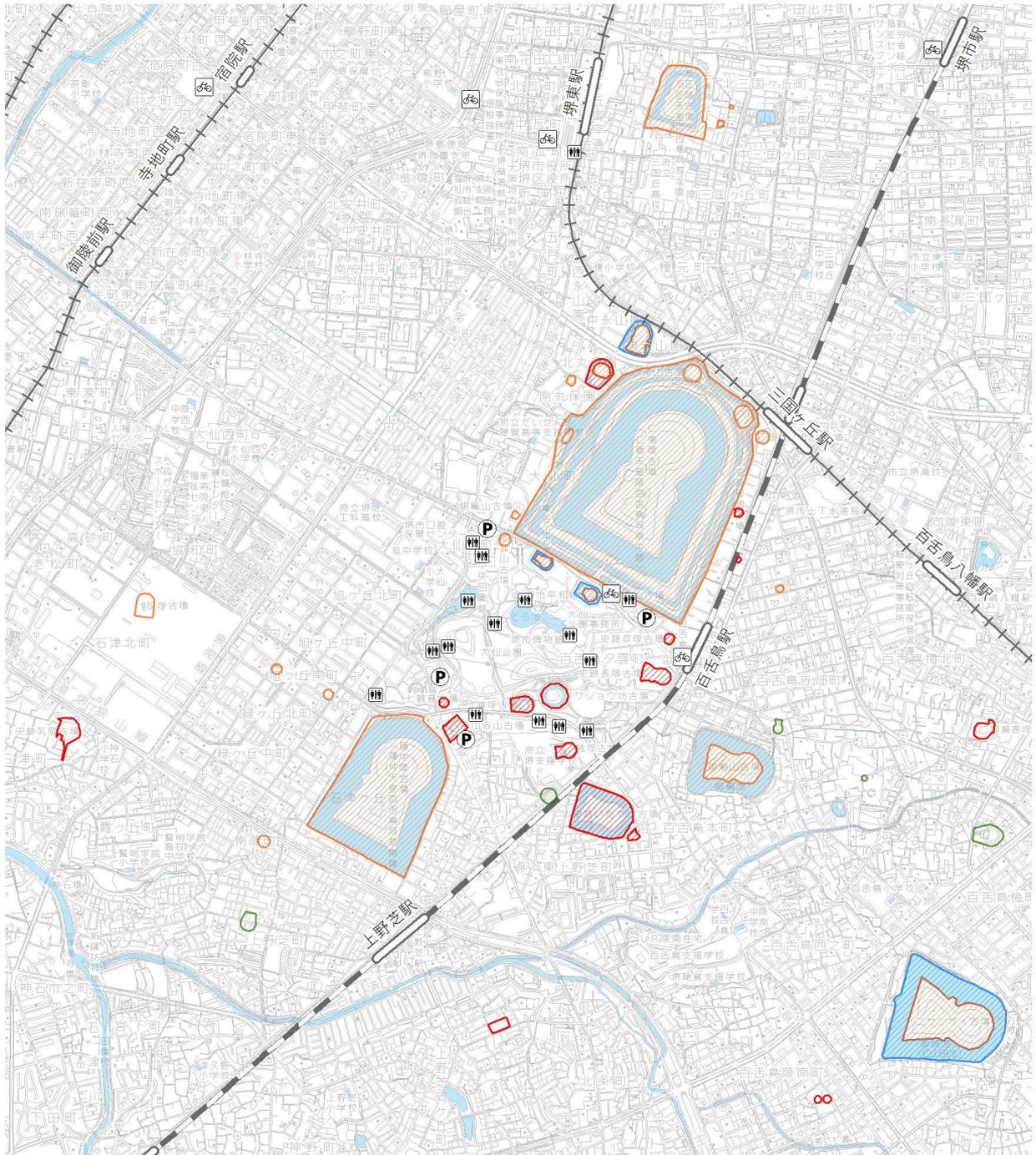
休憩施設はベンチやテーブルなど小規模なものとし、安全かつ古墳や周辺の景観を楽しむ場所に設置する。ただし、休憩施設自体が景観を阻害しないように墳丘上ではなく、墳丘周辺の眺望に配慮した位置に設置する。

② 駐車場・駐輪場

来訪者用の駐車場は大仙公園駐車場を利用し、各古墳への移動は徒歩やレンタサイクルの利用を推奨する。住宅街に点在する古墳では、可能な限り管理用車両の駐車場や来訪者用駐輪場を設ける。

③ トイレ

トイレは公園や駅などの公共施設のトイレを利用し、設置場所については周遊マップ等で周知を図る。

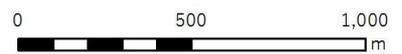


凡例

- 国史跡指定古墳
- 国史跡指定古墳（世界遺産構成要素候補）
- 市史跡指定古墳（世界遺産構成要素候補）
- 陵墓
- 陵墓（世界遺産構成要素候補）
- 国史跡未指定古墳（陵墓以外）

便益施設

- トイレ
- レンタサイクル
- P 駐車場



便益施設計画図

(5) 公開・活用およびそのための施設に関する計画

① ガイダンス施設

史跡の本質的価値に対する理解を深め、情報を発信するガイダンス施設は大仙公園内の堺市博物館と、大仙公園内に建設予定である（仮称）百舌鳥古墳群ガイダンス施設を活用する。巨大前方後円墳に挟まれ、様々な規模や形の古墳が密集する大仙公園の立地を活かした両施設を見学することによって、効果的に百舌鳥古墳群について学ぶことができる。

両施設は、いずれも百舌鳥古墳群の価値について解説し、普及啓発活動を行うものであるが、各施設の特質に応じて役割は異なる。役割分担と機能を明確にした上で連携によって相互利用を高め、史跡に対する理解をより深めることを目指す。

史跡百舌鳥古墳群のガイダンス機能を持たせる施設

	堺市博物館	(仮称) 百舌鳥古墳群 ガイダンス施設
共通機能	百舌鳥古墳群に関する展示、普及啓発	
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 資料の収集、保存、公開及び研究 本市の主要な歴史、民俗等の展示 実物資料の展示 陶器窯跡群や大塚山古墳など史跡と関連する遺跡出土品の展示 	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産の価値に対する理解の促進、情報の発信 古墳群周遊の促進
動線上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳を結び、多様な規模や形の古墳が密集する動線上に立地 	<ul style="list-style-type: none"> 仁徳天皇陵古墳と周囲の中小古墳（収塚古墳・塚廻古墳・丸保山古墳）を周遊する動線上に立地

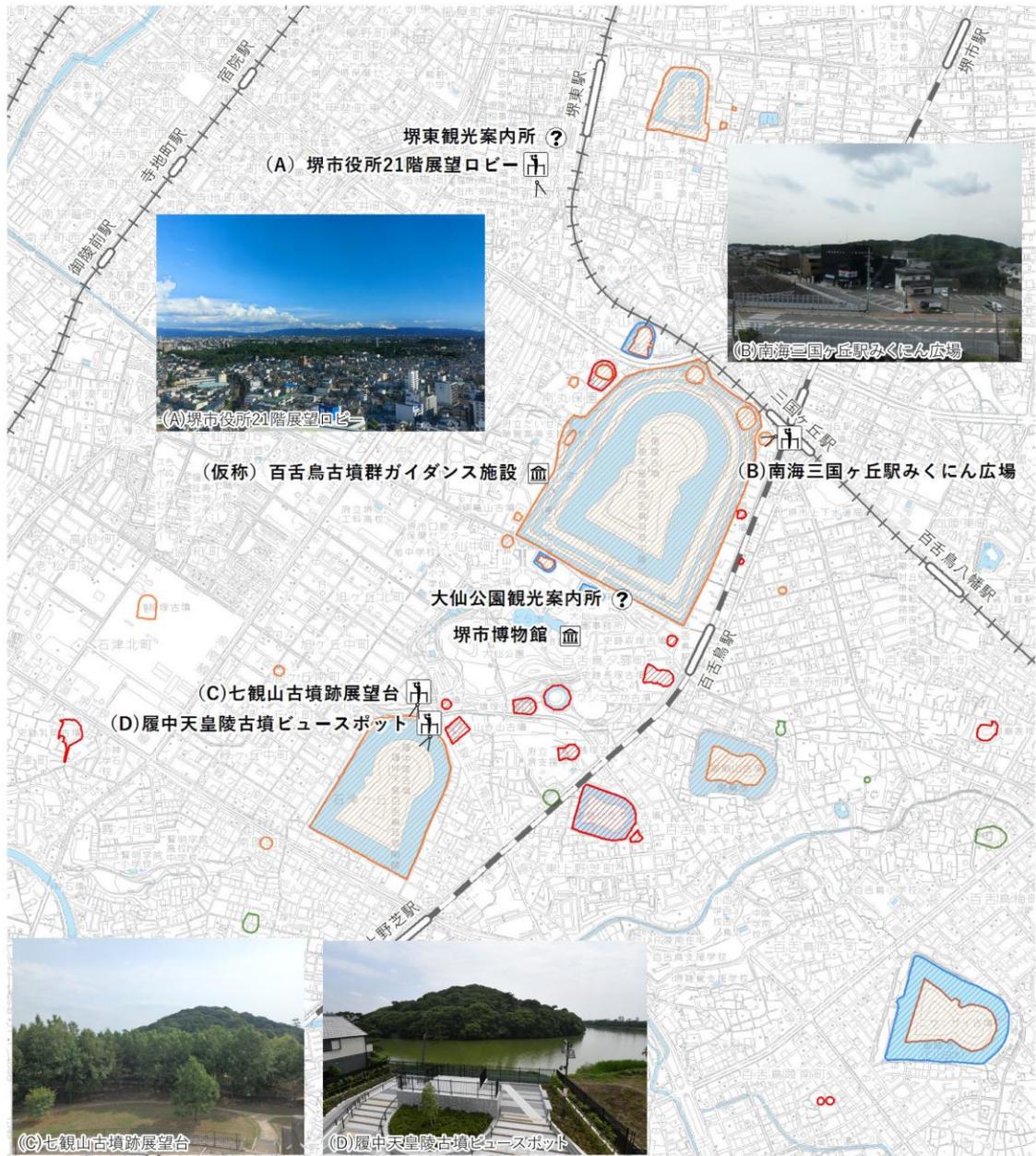
② 案内情報施設

ガイダンス施設以外にも史跡に関する案内情報を提供する施設として観光案内所を活用する。観光案内所は南海本線堺駅構内と南海高野線堺東駅前、大仙公園内の三ヶ所にあり、いずれもレンタサイクルを貸出すなど、古墳群への周遊拠点としての機能をもつ。また、日本政府観光局（JNTO）の認定外国人観光案内所として外国語ができるスタッフや観光ボランティアガイドが常駐し、来訪者のニーズに合わせた情報を提供することが可能である。

③ 眺望施設

墳丘の規模や形状が多様な百舌鳥古墳群を眺望することは、史跡の本質的価値を視覚的に理解するうえで重要である。市街地で眺望を確保することは困難であるが、下記の施設を眺望場として活用する。

A	堺市役所21階展望ロビー	C	七観山古墳跡展望台
B	南海三国ヶ丘駅みくにん広場	D	履中天皇陵古墳ビュースポット

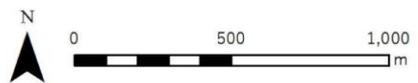


凡例

- 国史跡指定古墳
- 国史跡指定古墳（世界遺産構成要素候補）
- 市史跡指定古墳（世界遺産構成要素候補）
- 陵墓
- 陵墓（世界遺産構成要素候補）
- 国史跡未指定古墳（陵墓以外）

公開活用施設

- ガイダンス施設
- 案内情報施設
- 眺望場
- 眺望方向



公開活用施設計画図

(6) 動線計画

動線は①百舌鳥古墳群への誘導ルート、②百舌鳥古墳群内の周遊ルート、③各古墳内の見学ルートの3つに分けて検討を行う。



動線計画概略図

① 百舌鳥古墳群への誘導ルート

市外および市内の他の観光エリア（環濠都市エリア）から百舌鳥古墳群への移動手段は、電車やバス・自転車・車などを想定する。各出発地から古墳に近接する駅（*1）、大仙公園駐車場を誘導ルートの終点とする。車や自転車の場合、主要な幹線道路を誘導ルートとする（*2）。

- *1：南海堺東駅、南海三国ヶ丘駅（JR 三国ヶ丘駅）、南海中百舌鳥駅（地下鉄なかもず駅）、JR 堺市駅、JR 上野芝駅、阪堺線（御陵前駅）
- *2：国道26号線、国道310号線、府道大阪中央環状線、府道堺狭山線（泉北1号線）、府道大阪和泉泉南線（13号線）、府道深井畑山宿院線（御陵通り）

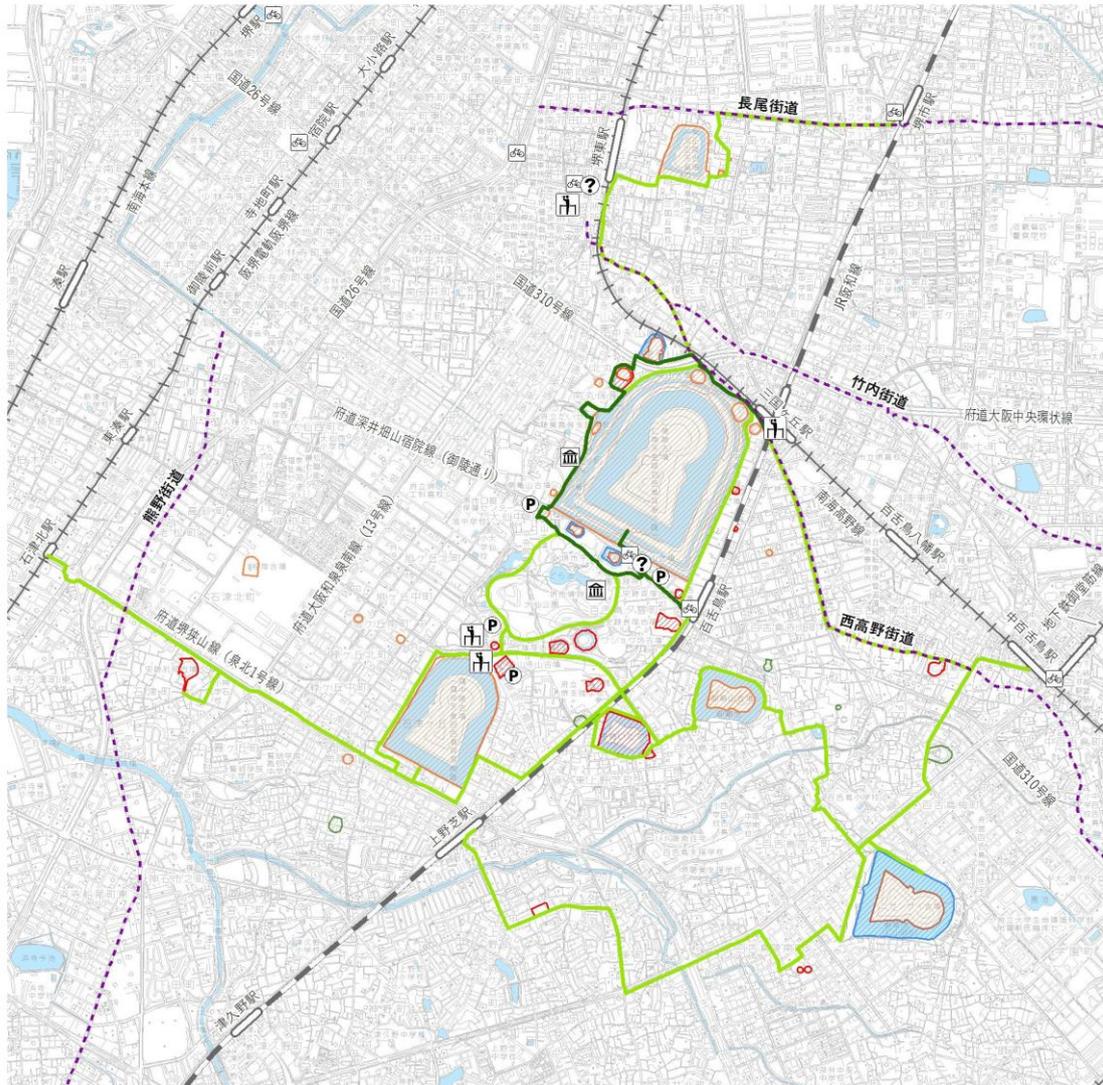
② 百舌鳥古墳群内の周遊ルート

誘導ルートの終点を周遊ルートの起点とする。周遊ルートは既存の周遊路を基本とする。しかし、周遊路から外れる場所にも史跡が点在するため、これらを含んだ周遊ルートを新たに設定する。また滞在時間が短い来訪者用に主要古墳を巡るメインルートを設定する。

周遊の移動手段は自転車、徒歩を想定する。自転車は観光案内所や各駅に整備されたレンタサイクルやコミュニティサイクルを利用することも可能である。

③ 各古墳の見学ルート

墳丘裾から墳丘上までの見学用通路を設置する。住宅地が隣接する古墳では、住民のプライバシー保護を図りながらルートを検討する。墳丘の昇降以外はバリアフリーとし、多くの人が安全かつ円滑に移動できるようルートを設定する。



- 凡例**
- | | | |
|----------------------|---------|---------|
| 国史跡指定古墳 | メイン周遊路 | 眺望場 |
| 国史跡指定古墳 (世界遺産構成要素候補) | 周遊路 | 便益施設 |
| 市史跡指定古墳 (世界遺産構成要素候補) | 旧街道 | レンタサイクル |
| 陵墓 | 公開活用施設 | 駐車場 |
| 陵墓 (世界遺産構成要素候補) | ガイダンス施設 | |
| 国史跡未指定古墳 (陵墓以外) | 案内情報施設 | |

動線計画図

(7) 案内・解説施設に関する計画

来訪者を各古墳へ安全かつ円滑に誘導するサインや、古墳群全体または各古墳についての情報をわかりやすく提供する解説板は、来訪者が史跡に対する理解を深めるために不可欠であると同時に周辺住民に史跡に対する理解を求める上でも重要である

本計画では、各種のサイン・解説板を下記のとおり類型化し、役割と機能を充足するとともに適所の配置に努める。各種のサイン・解説板の設置に関する共通方針は次のとおりとする。

- ・古墳の眺望を妨げることをしないよう景観に配慮する。
- ・適宜内容を更新できるよう、板面は取り替えが容易な仕様とする。
- ・子どもや外国からの来訪者に対して、わかりやすい表現に努める。
- ・デザイン等については諸計画と整合を図り、統一したデザインをめざす。
- ・移動距離や時間、見学のための所要時間を示すなど内容を工夫する。

サイン・解説板の種類

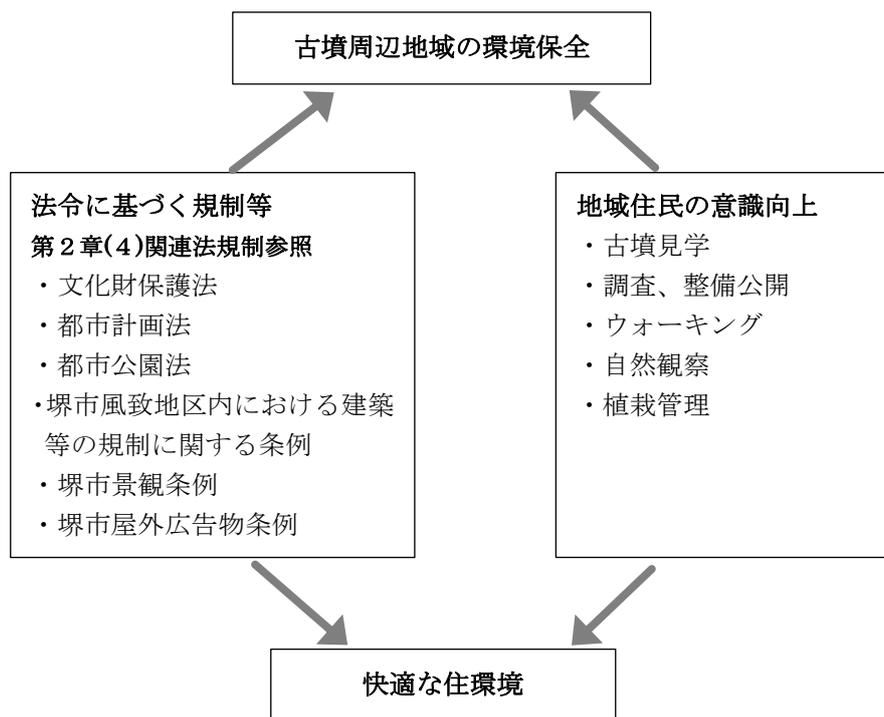
サイン・解説板の種類	役割・機能	設置位置
百舌鳥古墳群総合解説サイン	古墳群の概要を解説 周辺の見どころや周遊ルートの提示	各駅前広場や駐車場など周遊の起点 ガイダンス等拠点施設
百舌鳥古墳群平面模型	百舌鳥古墳群の立地や周辺環境を解説	百舌鳥駅前広場
名称表示サイン	古墳の名称を表示 史跡の標柱石	各古墳エントランス
各古墳総合解説サイン	規模や構造、調査成果など各古墳の解説	各古墳エントランス
遺構解説サイン	遺構の名称や規模、構造を解説 発掘調査状況を明示	周濠や造り出し等の遺構
眺望解説サイン	古墳群としての景観を解説	墳頂部や周遊ルート上の眺望場
誘導サイン	各古墳や施設への誘導	
注意札	火気の使用制限や史跡保全に関する禁止事項を明示	

(8) 周辺地域の環境保全に関する計画

古墳の存在感を高め、古墳群の一体的な景観を形成するためには、周辺地域の環境保全が必要不可欠である。周辺地域の範囲は、史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲とする。なお、大仙公園などの広域な公有地内にある古墳については、隣接する古墳を見通すことができる範囲とする。

周辺地域の環境は、世界文化遺産登録に向けた資産の緩衝地帯（バッファゾーン）の考え方のほか、都市計画法、堺市景観条例、緑の基本計画に基づき、一体的な保全を図る。法令による規制をともなう環境保全は、当然のことながら法令を遵守しつつ推し進められる。

しかし、将来にわたってよりよい環境保全には、地域住民の環境保全に対する意識の向上と協力が欠かせない。そのためには、古墳の価値を知ることによって、住民自らが住環境との調和を図りつつ、地域の誇りにふさわしい環境形成の担い手となって共生することが重要である。地域住民が史跡を訪れ、史跡の環境保全について考える契機づくりに取り組む。



古墳群周辺地域の環境保全

(9) 管理・運営に関する計画

本市が所管する史跡は文化財課や公園部局が管理しているが、歴史文化資産を活かしたまちづくりを積極的に進めるため、整備及び整備後の管理・運営は庁内関連部局との連携をさらに密にして取り組まなければならない。

ただし、将来にわたって良好な状態で史跡を管理していくためには、前項の環境保全計画と同様に地域住民の史跡に対する理解や愛着心、誇りが不可欠である。日常的な関わりが想定される住民と協働で史跡を管理することは、住民が史跡を身近に感じ愛着を深める契機の一つとして重要である。

例えば施設や工作物の保守管理は、行政が主体となって取り組むが、清掃活動や植栽管理、巡視や点検などは行政と住民が協働で行うことも可能である。地元自治会等との連携を深め、住民が持続可能な形で管理に参加できる体制づくりに取り組む。

現在、周辺の自治会や地域団体などによる古墳の清掃活動や地元高校生による濠の水質浄化活動が行われており、このような活動の多様化とそれらの継続と発展を目指す。

管理内容と役割分担

管理業務	内 容	役割分担
施設や工作物の保守管理	ベンチや柵の修繕など	行政主体で実施
清掃活動・植栽管理	剪定や除草、花壇の管理、 清掃など	住民と協働で実施
巡視・点検	施設の不具合の報告など	住民と協働で実施

(10) 関連文化遺産等との有機的な整備活用に関する計画

本市は歴史資産に恵まれ、百舌鳥古墳群以外にも数多くの文化財がある。特に古墳群周辺の文化遺産と組み合わせ包括的な活用を促すことは、歴史豊かな本市の魅力さをさらに高めていくうえで重要である。

史跡と周辺の文化遺産を包括的に活用するため、周遊マップやサイン等で文化遺産の位置を示して周遊を促す。史跡と組み合わせたウォーキングや講演会などによって古墳以外の伝統や文化遺産にも触れ、本市の重層的な歴史を体感できるよう情報発信に努める。

また、世界文化遺産登録を共に目指す古市古墳群とも連携し、古墳群の価値を広く伝えて文化財保護と観光振興に取り組む。

■市内の文化遺産

① 周辺の古墳時代の遺跡

百舌鳥古墳群はかつて 100 基以上の古墳が築造されたが、現存する 44 基のうち 23 基の陵墓を除き、史跡には 17 基が指定されているにすぎない。史跡の周囲には仁徳天皇陵古墳などの陵墓や定の山古墳などの未指定古墳、大塚山古墳などのすでに消滅した古墳、また古墳だけでなく大仙中町遺跡や百舌鳥梅町窯跡など古墳の築造を支えた集落や工房と考えられる遺跡があり、これら全てが古墳を生み出した社会を理解するうえで重要である。

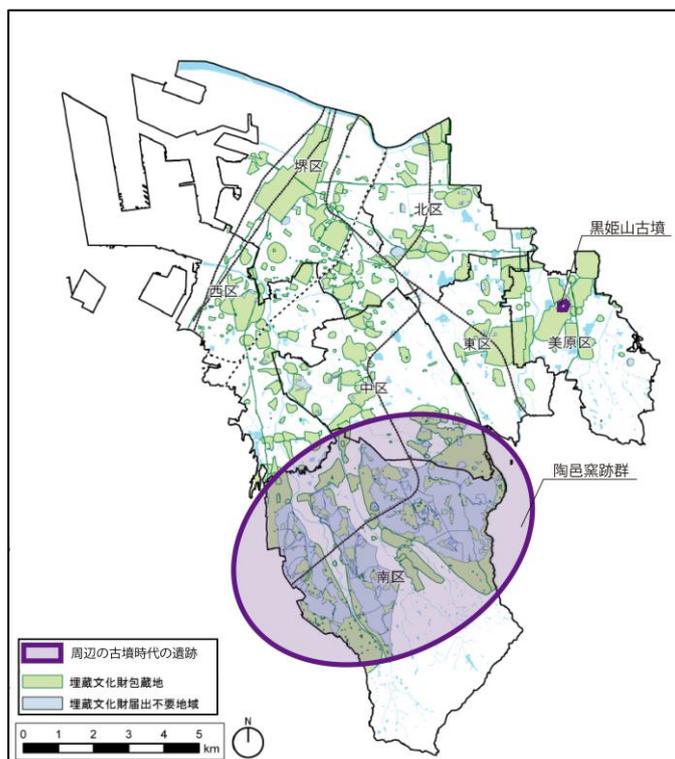
一方、泉北丘陵には、古墳時代から平安時代までの約 500 年間に 1000 基以上ともいわれる須恵器窯が築かれた陶邑窯跡群があり、出土した須恵器は重要文化財に指定されている。

窯業生産遺跡としてわが国最古・最大級の規模を誇る陶邑窯跡群は、同時代にわが国最大級の古墳が築造された百舌鳥古墳群と密接な関わりをもつ。

また、美原区にある黒姫山古墳（国史跡）は、5 世紀中頃に築造された前方後円墳である。鉄製甲冑などが大量に出土し、築造時期が百舌鳥古墳群と重なるなど、百舌鳥古墳群とともに本市の古墳時代の様相を示す遺跡である。

百舌鳥古墳群と同時代の遺跡についても情報発信に努め、相互理解が深まるように取り組む。

古墳時代の遺跡位置



② 周辺の古墳時代以外の文化遺産

百舌鳥古墳群とその周辺には、百舌鳥八幡宮や氏子の高林氏の居宅である高林家住宅（重要文化財）があり、地域の人々によって月見祭などの祭礼や百舌鳥精進などの伝統行事が現在まで守り続けられている。

また、この区域には西高野街道や上神谷街道など複数の街道が通る。西高野街道沿いには近世の新田開発で中心的な役割を果たした筒井家の住宅があり、旧家と街道の風情を今に伝える。筒井邸前には百舌鳥のくす（府指定文化財）や御廟表塚古墳があり、歴史文化を体感できる場となっている。古墳を見学しながら、これらの文化遺産にも触れることができるよう周遊性を高めるとともに、街道を行き交った人々が見た各時代の古墳の姿に思いをはせるような案内に努める。



古墳時代以外の文化遺産位置

③ 環濠都市区域

環濠都市区域は堺市歴史的風致維持向上計画において「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と並び重点区域に設定された本市を代表する歴史豊かな地域である。環濠都市区域は中世自治都市を土台とし、近世以降に再整備された街区構成を現在も継承するとともに、南宗寺や山口家住宅、大安寺などの重要文化財がある。また、刃物・線香に代表される伝統産業や神輿渡御祭が受け継がれている。この地は各時代に生まれ、現在まで受け継がれた様々な伝統を知り、触れることができる区域であるため、両区域を有機的に結び、百舌鳥古墳群を訪れた人を環濠都市へ、環濠都市を訪れた人を百舌鳥古墳群へ導くことは、本市の豊かな歴史を伝えるうえで重要である。



環濠都市区域

■市外の文化遺産

① 古市古墳群

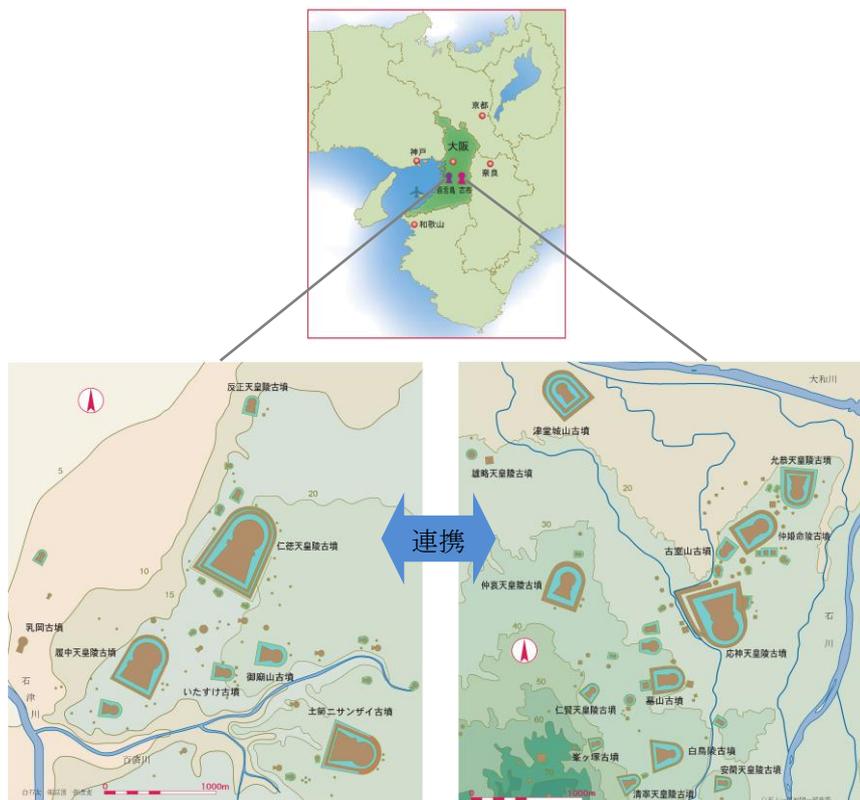
古市古墳群は百舌鳥古墳群から約 10 km 東、藤井寺市から羽曳野市にかけて、東西・南北約 4 km の範囲に広がる古墳群である。墳丘長 400m を超える巨大な前方後円墳の応神天皇陵古墳から、一辺 10m に満たない小型方墳まで 120 基を超える様々な墳形と規模の古墳で構成される。

このように古市古墳群は百舌鳥古墳群と同様に古墳時代の最盛期である中期（4 世紀後半～5 世紀後半）に古代日本を代表する王墓が連続的に築造された古墳群であり、現在、大阪府、堺市、藤井寺市、羽曳野市は両古墳群を「百舌鳥・古市古墳群」として世界文化遺産への登録を目指している。

したがって今後は両古墳群を一体的な歴史資産として捉えて、古市古墳群と連携を深めていく必要がある。特に各古墳の解説板やサインなどは各市の個性を活かしつつも共通の意匠を用い、両古墳群の来訪者が一つの歴史資産として認識できるように取り組む。

また現在、両古墳群を結ぶ移動手段の一つとして「もずふるレンタサイクル」が運用されているが、さらに両古墳群の往来を促進させるべく移動の利便性の向上に努める。

このようなハード面だけでなくソフト面においても連携の充実を図り、講演会や見学ツアーなど一体化したイベントを開催するなど、両古墳群の価値を広く伝える取り組みを進める。



古市古墳群と百舌鳥古墳群の位置

(11) 公開・活用に関する計画

① 公開

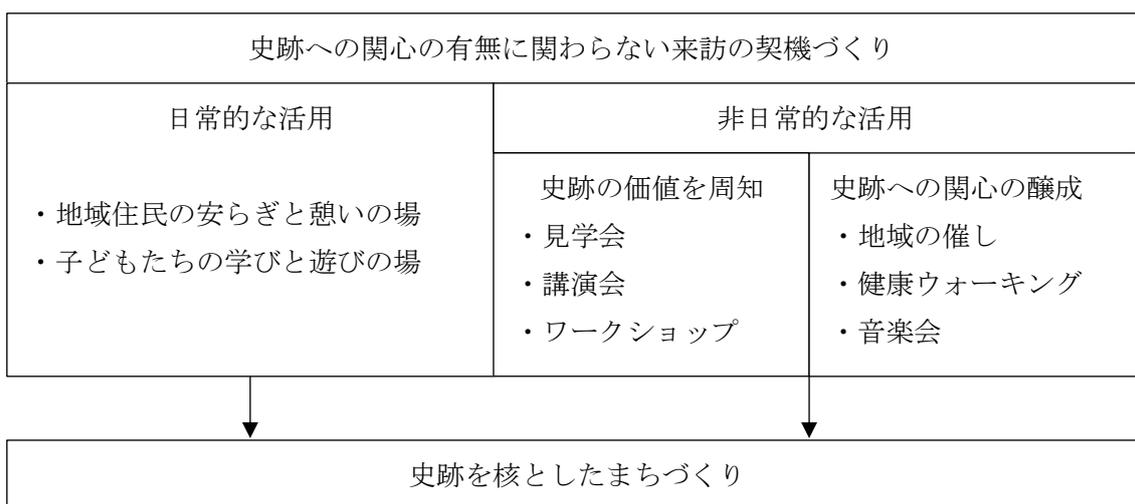
整備後の古墳は公開を原則とし、隣接地のプライバシー確保など諸問題が解決したの
から順次公開する。そのため、夜間の防犯対策としては照明や防犯カメラ等を設置するな
ど、安全な公開を図る。

② 活用

史跡を核とするまちづくりを進めるためには、多くの人々に百舌鳥古墳群を訪れてもら
い、その価値を知ってもらうことが重要である。そこで史跡を訪れる契機として、発掘調
査や整備過程の公開、講演会、埴輪作成ワークショップなど史跡の本質的価値と直結する
ものだけでなく、他の歴史文化資産と連携したイベントや地域の催しや健康ウォーキング、
音楽会など、様々なイベントを地元自治会等と連携して企画し、これまで古墳への関心が
低かった人々にも来訪を促す。

一方で非日常的な活用だけでなく、地域住民が日々の散歩などで史跡を訪れるような快
適な日常生活の場としての活用を図る。史跡が歴史文化や自然を学ぶ場としてだけでなく、
安らぎと憩いの場など多様な価値をもつ場として、まちづくりの核となることを目指す。

また子どもたちは史跡を未来へと伝える大切な担い手である。学校教育との連携は言う
までもなく、自然観察会や写生会など、低学年の子どもも参加できる催しを企画し、古墳
が学びと身近な遊びの場となるよう取り組む。



活用の方向性

第6章 各古墳の計画

(1) 各古墳の整備方針

保存管理計画に示されている各古墳の整備の考え方にに基づき、各古墳の整備方針を下記のとおり設定する。各古墳の整備は堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会の指導・助言を踏まえながら実施し、整備工事や整備後の維持管理は関係部局と協議・調整しながら実施する。ただし、整備時期や手法、方針は公有化や発掘調査の進展、世界遺産登録推進事業の進捗等、史跡をとりまく状況の変化に応じて見直しを図るものとする。

なお、長期整備の古墳は第2期整備基本計画策定時に詳細を検討する。

保存管理計画における各古墳の整備方針概要

	No.	古墳名	方針概要
短期	8	御廟表塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘の視認を図るために竹林を伐採するとともに、墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 階段や園路などの施設が経年のため劣化しているので修復する。
	16	寺山南山古墳	<ul style="list-style-type: none"> 履中天皇陵古墳の付随する古墳であることが理解できるような整備を実施する。 墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。 整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定する。 墳形の把握が困難であるため、方墳と理解できるような整備や説明施設の設置を行う。 隣接する七観音古墳と一体的に整備を行うとともに、履中天皇陵古墳への眺望を確保する。
中期	1	いたすけ古墳	<ul style="list-style-type: none"> 裾部の樹木や竹の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。 整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにするとともに、周辺の住宅との関係も考慮しつつ墳頂からの眺望を確保する。 隣接する善右エ門山古墳と関連付けた整備を行う。
	3	収塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> 埋没した周濠や削平された前方部の追加指定・公有化が完了した時点で整備を実施する。 整備は墳丘への動線確保などを行うとともに、周濠や前方部の平面形が理解できるような表示や説明施設の設置を行う。 仁徳天皇陵古墳への眺望を確保する。
	5	文珠塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図るとともに、下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。 墳丘の削平跡の保護を行う。 公開日を設定し、墳丘の見学ができるように見学施設の整備を行う。 履中天皇陵古墳への眺望が可能な動線を設定する。

中期	9	ドンチャ山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・陵南中央公園内に保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、説明施設の整備を行う。 ・消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。 ・近接する正楽寺山古墳と一体的に整備する。
	10	正楽寺山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・陵南中央公園内に保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、説明施設の整備を行う。 ・消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。 ・近接するドンチャ山古墳と一体的に整備する。
	14	グワシヨウ坊古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。 ・整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘規模を体感できるようにする。 ・墳丘の上部が削平されており、墳形の把握が困難であるため、本来の形状が理解できるような説明施設の設置を行う。 ・調査の際に判明した古墳の盛土の構築方法についても解説する。 ・隣接する旗塚古墳と一体的に整備を行う。
	15	旗塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・整備の際には墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにする。 ・現在は削平されて視認できない造出しが理解できるような整備や説明施設の設置を行う。 ・隣接するグワシヨウ坊古墳と一体的に整備する。
	17	七観音古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園として整備されているため、関係機関と連携して整備にあたる。 ・暫定的な整備として、説明板の改修を行い、将来的には、植栽の検討とともに、古墳としての景観整備を実施する。 ・隣接する寺山南山古墳と一体的に整備を行うとともに、履中天皇陵古墳への眺望を確保する。
長期	2	長塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に囲まれているため、枯損木や墳形視認を阻害している樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を進める。 ・道路に接する後円部側を対象として、部分的な整備や動線を検討する。

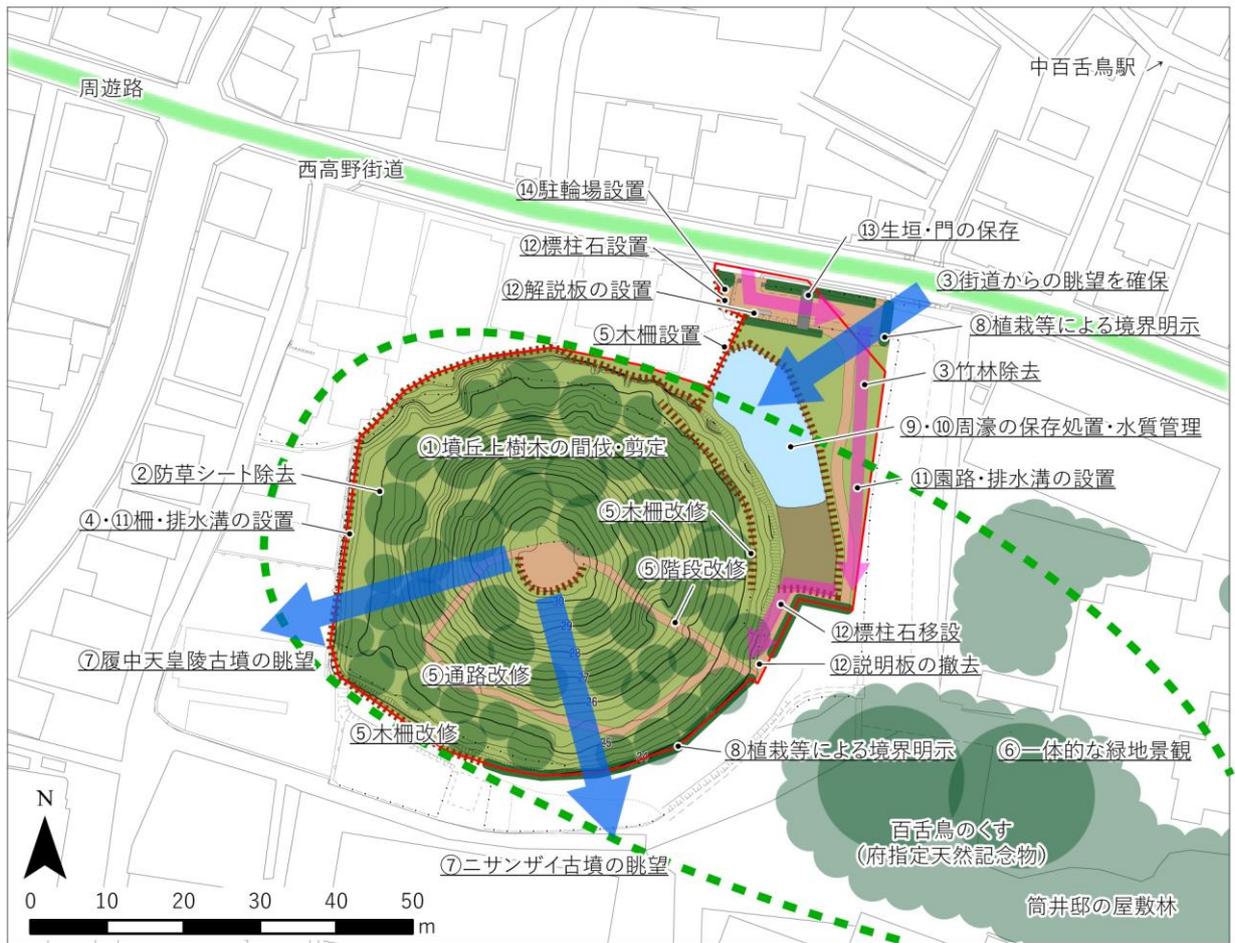
長期	4	塚廻古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘部に育成する樹木を剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図るとともに、下草の育成を促し墳丘の保護を図る。 ・公道からの進入路が狭いため、追加指定と公有化を完了した時点で、整備及び公開を実施する。 ・整備には、周辺の住宅に配慮した整備範囲や動線を検討する。 ・仁徳天皇陵古墳への眺望が可能な修景を実施する。
	6	丸保山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・前方部の墳丘が見学できるような動線を確保する。 ・浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。 ・後円部は宮内庁の管理であるため、整備は同庁と協議したうえで実施する。
	7	乳岡古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・公有化前の構造物を撤去し、周辺の住宅を配慮しつつ墳頂までの動線を設定し、墳頂からの眺望を確保する。 ・墳頂部の石棺についての説明施設の方法を検討する。 ・西側の急斜面への安全確保をふまえた整備を実施する。
	11	鏡塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘下部が埋没しており、墳形の把握が困難であるため、本来の墳形が理解できるような整備や説明施設の設置を行う。 ・民間商業施設の駐車場に立地していることから、西側の道路から見学できるよう導線を設定する。 ・公有化が完了した時点で、整備を実施する。
	12	善右エ衛門山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・公有化が完了した時点で、整備を実施する。 ・墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。 ・方墳と理解できるような整備や説明施設の設置を行う。 ・隣接する、いたすけ古墳と連携した整備を行う。
	13	銭塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳保護のための整備が完了している。 ・学校内に位置するため、敷地外から見学できるよう視点場を確保し、啓発を図る。

(2) 短期整備の古墳

8. 御廟表塚古墳

古墳の形態	帆立貝形前方後円墳
所有者	堺市
立地の特性	住宅街、中百舌鳥駅に近接
世界遺産構成資産候補	非該当

	保存	活用
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前方部及び周濠の一部は宅地化 ・ 濠周辺の竹林繁茂 ・ 墳丘上の樹木繁茂 ・ 後円部西側に防草シートが張られ、排水設備がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北東隅のみが接道し、公有地内の動線がない ・ 見学者用通路や階段が老朽化 ・ 西高野街道から墳丘が視認できない ・ 西高野街道側にサインがない
整備の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ①適切な間伐と剪定を行う ②防草シートは除去し、下草育成により土砂流出を防ぎ墳丘を保護する ③竹林は除去する ④墳丘裾南側は低木の生垣や木柵などによって史跡境界を明示する ⑤残存する周濠は調査成果に基づき、必要に応じて保存処置を講じる ⑥周濠の水質管理を行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める ⑦隣接地への雨水流出を防ぐため排水溝を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ①間伐と剪定により墳丘を顕在化させるとともにニサンザイ古墳や履中天皇陵古墳の眺望を確保する ②竹林を除去し、アプローチを確保する ③民家との隣接地には必要に応じて植栽や柵などを設置し、プライバシーの確保に努める ④既設の見学者用通路等を改修し、周濠外肩に木柵を設置する ⑤現況の落葉広葉樹を中心とした林相に当地の特徴的な樹木であるクスノキを交え、百舌鳥のくす（府指定天然記念物）と一体的な景観形成に努める ⑥古墳の解説板だけでなく、百舌鳥古墳群の概要や西高野街道、百舌鳥のくす（府指定天然記念物）についての解説板を西高野街道に面した入口に設置する。既存の解説板は撤去し、史跡の標柱石は街道沿いに移設する ⑦西高野街道沿いの生垣と門は将来的な活用を見据え、現況保存する ⑧街道沿いに駐輪場を設置する



凡例

- 国史跡区域
- ← 眺望方向
- ← 動線

1:1,000

御廟表塚古墳 整備計画図

御廟表塚古墳の整備イメージ



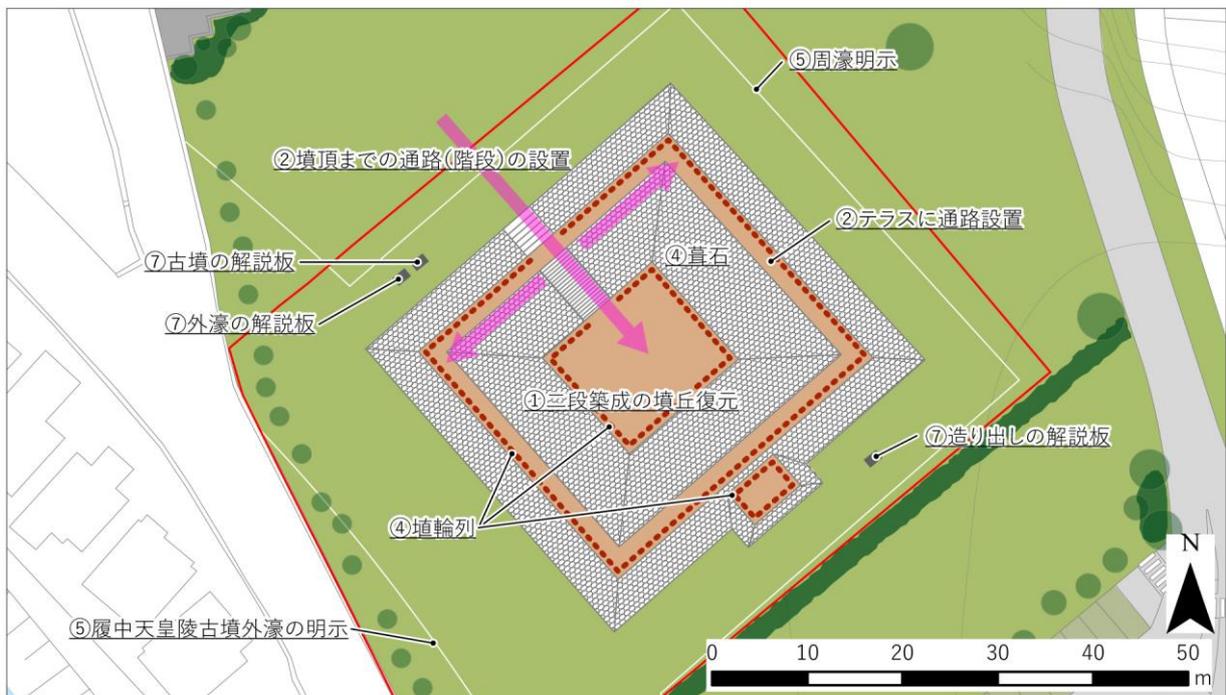
16. 寺山南山古墳

古墳の形態	方墳
所有者	堺市
立地の特性	大仙公園、履中天皇陵古墳周囲の中小古墳
世界遺産構成資産候補	該当

	保存	活用
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・墳頂は削平されている ・周濠が埋没している ・墳丘上の樹木繁茂 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘が視認できない ・解説板等がなく、古墳を認識できない ・周辺の公園整備が進展
整備の方向性	①調査成果に基づき、墳丘上段と造り出しを盛土で復元する	<ul style="list-style-type: none"> ②墳頂まで及びテラスを巡る見学者用通路を設定する ③墳丘上は履中天皇陵古墳など古墳群を眺望するビュースポットとする ④墳丘には葺石をはり、墳頂及びテラス、造り出しには埴輪列を復元する ⑤周濠は履中天皇陵古墳の外濠とともに遺構表示し、濠の共有を明示する ⑥履中天皇陵古墳ビュースポットや七観山古墳跡展望台からの眺望を確保し、七観音古墳とともに古墳群景観を形成する ⑦周遊拠点として百舌鳥古墳群の概要や履中天皇陵古墳周囲の中小古墳に関する解説板を設置する ⑧大仙公園にあるため公園部局と連携しながら整備する ⑨史跡内の旧住宅フェンスや公園残土等は撤去する



1:1,500



1:800

凡例

- 国史跡区域
- ← 眺望方向
- ← 動線

寺山南山古墳 整備計画図

寺山南山古墳の整備イメージ

